

平成23年第4回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成23年12月14日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて

1. 出席議員(20名)

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	16番	谷内	司	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員
	20番	宗片	浩子	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	佐々木	雅之	君
市民部長	扇谷	茂幸	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	寺崎	秀一	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大学局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	湯浅	俊春	君
上下水道室長	石橋	正裕	君
会計室長	竹澤	隆行	君
監査委員	手間本	剛	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

13番 熊谷吉正 議員

20番 宗片浩子 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

農業振興について外2件を、植松正一議員。

○7番（植松正一議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

大きな1つ目、農業振興についてであります。農業施策については、新たな農業者戸別所得補償制度がことしから導入され、昨年農地法改正等で今まさに農業、農村は大転換を迎えています。本市の農業を取り巻く情勢も農産物価格の低迷と、またTPPの参加、原則100%の関税撤廃等々など一段と厳しさが増すとともに、高齢化、後継者不足等の活力低下が心配されるところであります。3月11日の東日本大震災の影響に国の政策の悪化が懸念される中であって、新名寄市総合計画後期と農業・農村振興計画が後期がマッチして、豊かさや活力のある施策を強調しておきます。

そこで、4点について伺います。1点目、農業・農村振興計画の前期の検証と後期実施計画の策定のうち、1つ目に前期計画の実績と効果、後期計画のポイントについて伺います。

2つ目に、現在の農家戸数と農業後継者の年齢構成と後継者不在の農家数をお伺いいたします。

3つ目に、後継者対策についてもお伺いを申し

上げます。

2点目に、名寄市の基幹産業である農業と観光が一体となった考え方について伺います。そこで、現状と体験型、滞在型観光の方向性について伺います。

3点目に、環太平洋戦略的経済連携協定、TPP参加による影響額について。

4点目に、経済部に専門職の配置の考え方として、農業、林業に対して専門的な関係機関は別に、市として現地の現状等の聞き取り調査など行い、市の農林の振興を強度に持っていく考えをお知らせいただきたいと思っております。

大きい2つ目の林業振興についてであります。地球温暖化が世界的な課題となっているが、森林はその原因となる二酸化炭素の吸収源、また自然環境がもたらす豊かな水資源、未来に向けてしっかりと引き継いでいかなければならない貴重な財産であると認識しております。

そこで、4点について伺います。1点目に、名寄市森林整備計画の進捗と検証について、現在の森林整備計画の進捗状況の把握のため、市有林と民有林、昨年の実績についてお知らせ願いたいと思っております。

2点目に、未来につなぐ森づくり推進事業の進捗状況について、4点について質問をさせていただきます。1つ目に、民有林の造林業に対する未来につなぐ森づくりの進捗状況は。

2つ目に、森林施業計画に基づき伐採後植林されていない跡地と放置されている未立木地の面積等を伺いたいと思っております。

3つ目に、名寄市が行っている北山造林地の残面積は。

4つ目に、新たな森林施業計画の策定の状況について、以上4点についてお知らせを願いたいと思っております。

3点目に、公益的機能を発揮する森林づくりの考え方についてですが、森林、水源涵養、国土の保全及び生活環境の公益に資する機能があり、森

づくりに大変重要であります。そこで、森林整備計画策定に当たっての市の考え方をお聞かせください。

4点目に、海外資本等による林地取得の状況についてですが、名寄市においても林地取得の状況があるのか、また海外資本の取得制限の動きについてお知らせをください。

大きな3つ目、名寄市の遊休地対策についてでございます。市民の財産であり、長年にわたって放置されている旧営林署跡地と緑丘第2団地の対策、利活用に対して今まで検討された内容と進展しない今後の対策をお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) おはようございます。ただいま植松議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目は私から、3点目は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、大項目1、農業振興についての小項目1、農業・農村振興計画の前期の検証と後期実施計画策定について申し上げます。新名寄市農業・農村振興計画につきましては、平成19年度に策定し、計画期間を市の総合計画と合わせ平成28年度までの10年間とし、前期計画が平成23年度までの5カ年と後期計画が平成28年度までの5カ年に分けて計画を実施するための必要な施策を分野ごとに具体的に策定しているところであります。前期の5カ年につきましては、国のそれまでの価格政策から所得政策へと大きく転換が図られ、担い手重視の政策に方向を定め、品目横断的経営安定対策が創設され、生産調整関連では新産地づくり対策から国が直接生産者へ支援する農業者戸別所得補償制度に移行されております。農業生産基盤整備として、道営農業農村整備事業の6地区が完了し、継続の東地区が平成26年の完了を目指して推進しています。さらに、農地・水・環境保全向上対策が打ち出され、市としても積極的な推

進を図るとともに、国、道などの施策を考慮しながら、市の単独事業を通じて産地づくりを推進してきたところですので。市の現状においては、高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が増加し、今後においても農地面積の減少が見込まれており、優良農地の確保と耕作放棄地の解消も必要不可欠となっております、後期計画の課題となっております。

平成22年の農林業センサスでの農家戸数は714戸で、前回調査より126戸減少し、農業経営者年齢調べでは60歳以上の経営者が45%も占めており、そのうち後継者のいる経営者は16%となっております。また、平成19年から平成22年までの新規就農者は31名となっております、担い手対策は今後の大きな課題と考えております。

後継者対策として、国は新規就農総合支援事業を創設し、青年新規就農者の倍増を目指す支援策が検討されており、市としてもこれら施策を活用しながら、市単独事業を含めて今後検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、名寄市の基幹産業の農業と観光が一体となった考え方について申し上げます。まず、グリーン・ツーリズムの推進と発展性についてお答えいたします。名寄市における修学旅行者などの受け入れ態勢につきましては、名寄市グリーン・ツーリズム推進協議会が発足し、活動しております。平成23年度の取り組みといたしまして、土別市、剣淵町、和寒町と連携しながら、札幌の中学校2校、208名の農作業体験の受け入れと名寄市立大学の学生を3回にわたり延べ175名の農作業体験の受け入れを行っていただきました。中学校の受け入れに当たっては、市での宿泊施設に限界があり、日帰りでの体験型の取り組みとなっております。農家民宿など滞在型の取り組みにつきましては、協議会で検討いただくとともに、関係市町村と連携も必要であることから、定住自立圏構想におきます市町村連携事業にも位置づけておりますので、その中でも検討してまい

りたいと思いますので、御理解願います。

次に、小項目3、環太平洋戦略的経済連携協定参加による影響試算額について申し上げます。TPPは、原則100%関税撤廃とされており、北海道においては農業が食品加工業や観光業などと結びつき、地域の基幹産業となっていますが、重要品目である米、小麦、砂糖、牛肉、乳製品などについて適切な国境措置がなければ、その影響は農業だけでなく地域経済に大きな影響を及ぼすと考えられます。このことから、TPPが仮にこの前提で締結された場合について、北海道での試算として農業生産額と農畜産物関連産業の影響額、地域経済への影響額を合わせて単年度で道内では2兆1,000億円の影響と算出しております。名寄市においても地域経済に与える影響は極めて大きいものがありますが、農業生産額では約80億円が44%の約35億円になるとの試算もあり、農畜産関連企業の生産販売や雇用にも影響があるものと考えております。さらに、農業分野だけではなく他産業への影響もあり、名寄市経済にとっては厳しい状況になるものと予想されておりますことから、今後も農業関係機関、団体などと連携するとともに、地域を挙げて行動してまいりたいと思いますので、御理解願います。

次に、小項目4、経済部に専門職員配置の考え方について申し上げます。農業行政推進のためには、関係機関、団体ばかりでなく、直接農業者個々の御意見をお聞きすることは大変重要なことだと考えております。市においても名寄市農業振興センターに技師2名を配置し、農業者の皆さんへの営農相談等に対応しているところですが、市内においては名寄地区農業改良普及センターにも専門職の配置がされており、すみ分けをしながら対応している状況でございます。また、JAにおきましてはそれぞれ専門的観点で営農指導する職員がおり、連携しながら取り組んでおりますが、今後におきましても現行体制の中でより農業者の皆さんの御意見をお聞きしたいと考えておりますの

で、御理解をお願いいたします。

次に、大項目の2、林業振興についての小項目1、名寄市森林整備計画の進捗状況と検証について申し上げます。名寄市の名寄市有林と私有林で構成する一般民有林面積は1万5,048ヘクタールありまして、うち名寄市有林が2,468ヘクタールとなっております。その中で昨年度の補助事業の実績といたしまして、21世紀北の森づくり推進事業では人工造林事業が69ヘクタールで868万1,000円、民有林人工造林地除間伐補助事業が85ヘクタールで199万1,000円、森林整備地域活動支援交付金事業では約4,500ヘクタールの範囲で実施され、2,292万1,000円が交付されております。また、森林整備担い手対策促進補助事業では122万7,000円、野そ駆除事業補助金では50万2,000円がそれぞれ交付されております。名寄市の市有林事業では、下刈り、間伐、枝打ち、造林、皆伐、合わせて142ヘクタールの事業と作業路400メートル、野そ駆除42ヘクタールを実施し、3,195万6,000円の支出をしております。

次に、小項目2、未来につなぐ森づくり推進事業の進捗状況について申し上げます。ことしから行っています未来につなぐ森づくり推進事業につきましては、人工造林に対し標準経費の16%が道、10%が市の負担で、合わせて26%の補助率となり、49.66ヘクタールの施業を行っております。

民有林における過去の未立木地につきましては、既に天然林化している状況もありますが、未立木地はあるものと考えております。現在取り進めております事業においては、施業計画により伐採後2年で植林が実施されておりますので、今後とも未立木地の解消に向け努力してまいります。

名寄市が行っている北山の造林地は、林地登録面積として151ヘクタールあり、まだ植樹していない面積が110ヘクタールございます。市による植林が5ヘクタール、燃料組合との協定によ

る植林が2ヘクタール、合わせて7ヘクタールを毎年実施しております。

森林整備計画の進捗状況につきましては、北海道、名寄市、森林組合を初めとする専門家による名寄市森林整備計画検討作業チームを編成し、9月6日、10月21日の2回の検討会を開催し、現在は周辺市町村などの関係調整を行い、1月素案決定に向け作業を行っております。新整備計画では、今までの3つのゾーニングであったものが5つのゾーニングに変わりますが、森林所有者の木材生産活動に対する規制が強くないように検討を行っております。

次に、小項目3、公益的機能を発揮する森林づくりの考え方について申し上げます。現在は、森林施業計画に基づき山林の計画的施業が行われているところでありますが、現在の名寄市森林整備計画においては水土保全林、森と人との共生林の2つのゾーニングがあり、この森林の機能に適した施業を行うことで進めてまいりました。新たな名寄市森林整備計画においては、公益的機能別施業森林として水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健、文化機能等維持林が制定されます。水、水源涵養林においては、水資源保全ゾーンの設定が可能で、良質な水を安定的に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復及び濁水発生回数を減らす施業を実施することができます。保健、文化機能等維持林についても生物多様性ゾーンの設定が可能で、水辺林タイプ、保護地域タイプの2つのゾーン設定が可能となります。平成24年度からは、新たな森林整備計画のもとに森林経営計画がつくられ、公益的機能別森林の施業計画が実施されることとなります。

次に、小項目4、海外資本などによる林地取得状況について申し上げます。一定以上の土地取引を監視するものとして、国土利用計画法の届け出がありますが、現在までのところ名寄市で海外資本と見られる届け出はありません。しかし、国土

利用計画法では、1ヘクタール以下の小規模取引は規制対象とはならないため、北海道では水源の保全を目的に(仮称)北海道水資源の保全に関する条例の制定を予定し、新たな事前届け出制度を検討中と伺っております。あわせて森林法の改正により、山林取得者に取得を90日以内に市町村へ届け出を義務づける制度が始まります。

以上、私からの答弁となります。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 私から大きな項目3点目、遊休地対策について、(1)、営林署跡地の対策についてお答えします。

旧営林署跡地につきましては、営林署が民間に売却処分を行う前に公共利用について市に協議がありまして、選択肢として名寄警察署の建てかえ用地を確保することにより移転促進を図るため、平成15年に駐車スペースを含めて5,200平方メートルを土地開発公社に取得をさせました。前市長のときから名寄警察署の署長が交代するたびに建てかえ用地として市で既に用地取得をしていることを説明させていただき、取得についての要請を行ってまいりました。さらに、北海道警察本部や北海道の総務部にも足を運び、要請を行ってきました。しかし、北海道の財政状況の悪化などの課題もありまして、名寄警察署の建てかえの見通しが立っていない状況でありまして、今後とも北海道と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の緑丘第2団地跡地の利活用についてお答えします。緑丘第2団地跡地の利用計画につきましては、平成8年度の用途廃止以降多くの市民の皆さんの意見を聞いて庁内で議論をしてまいりました。隣接する道路の整備とあわせて宅地造成を行い、定住促進を目的にゆとりのある住宅団地として分譲する計画でさまざまな検討をしてきました。これまで東京なよろ会の会員などを含めて市外、道外を含めた皆さんに宅地分譲計画を説明し、PRをしてきましたが、残念ながら

市街地から少し離れた場所と思われたことと長く続き経済状況の影響もあり、問い合わせがなかった状況であります。これまでも老健施設やグループホームなどの福祉関連の施設の誘致を推進してきました、事業者の建設場所の選定に当たっては最近ではコンパクトシティの考え方で市内中心部に近く、買い物や通院など歩いて行き来できることが決め手となっており、行政の支援策として過去対応したこともありますけれども、現状では難しい状況になってきております。また、データセンターの誘致候補地として北海道とも協議をしてきましたが、土地利用の用途区分の課題もありまして断念をした経過があります。今後も情報収集に努め、具体的な事業計画については随時対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) それぞれ答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

1点目の農業・農村振興計画の前期の検証と後期実施計画の策定については、前期5カ年は価格の政策から所得政策に大きく転換が図られており、現在は生産調整では直接生産者へ支援する新たな農業者戸別所得補償の移行ということで、この辺はやっぱり検証も含めてしっかりとやっていただきたいなと思っております。

次に、農家戸数と後継者の年齢、後継者不在について、これは再質問させていただきますけれども、今寺崎経済部長のほうから説明がございました。平成22年度の農林業センサス調査で農家戸数が714戸、前回の調査よりも126戸減少していると。そして、年齢では61歳以上が45%を占めていると。私は、ここで問題なのは714戸のうち後継者がいる農家が総体で16%、そして新規加入者31名と報告をいただきましたが、ここで農家に対する実態が今明らかになったわけございまして、高齢者対策は今後名寄市の基幹

産業としてどのような考えを持っているのか、まず初めにお伺いをいたしたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 議員のおっしゃるとおり、後継者の問題が大変厳しい状況となっております。これに関しましては、ただ単純に一自治体だけで解決する問題とは思っていませんけれども、今検討を進めています農業・農村振興計画の中でも一定の担い手対策を打ち出ささせていただきます、関係団体とともに名寄市独自で何ができるかということも検討しながら、国に対してもいろんな施策の要望をしていくのが現在できる最大限のことかなと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) 私もこの対策に対しては、今この数字であらわれたとおり今後5年、10年以降たったときに大変な状況になってくるのではないかなと思っております。ましてや今東日本の震災の影響での交付金の関係ですとか、それから道の財政も厳しい状況の中で、振興計画等々の早急な見直しが必要だと私は思っているのですけれども、その考え方についてあればお知らせ願いたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 現在後期5カ年の見直しの作業を進めておりますので、基本的には5年前に策定した分の継続が多くなるかと思っておりますけれども、国の施策等と整合性をとった中での作業を今進めているところでございます。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) その辺は、早急に進めたいのですが、前段申し上げましたように高齢化の進行だとか農業の先行きの不安等々など、農地の新規投資の部分もありますけれども、農地は売買より今賃貸が非常に多い傾向にあると私も認識しております。そこで、経営もそうですけれども、農地も所有する方ももうある程度限界に来ていると思っております。そこで、

土地流動化対策についてどういう考え方を持っているのか、再度お願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 土地の流動化対策の関係では、本年度、平成23年度に国のほうで農地利用集積円滑化事業というのを始めております。これにつきましては、農地の受け手に対して反当2万円を交付するというものでございまして、現在名寄市では4戸の方が対象になっております。さらに、来年度、平成24年度になりますけれども、まだ未定稿の段階ですけれども、国では地域担い手への集積対策として、今度出し手のほうに対する交付金を強化し、担い手への農地集積を目指す支援策が検討されておりますので、それらを名寄市としましても有効的に活用させていただきまして、また生産者の方にもPRしまして流動化対策を進めてまいりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) その辺対策を含めて早急にやっていただかないと、基幹産業の農業もやる方もいなくなるような状況と。これ大げさかもしれないですけれども、この対策というのは早急にやっぱりやっていかないと大変な事態になるということを認識して、求めておきたいと思っております。

次に、基幹産業の農業と観光が一体となった考え方についてお尋ねをいたしたいと思っております。施設、修学旅行等などで175名の農業体験等なども報道も含めてこれはわかっております。それでまた、今回も体験型、滞在型観光については定住自立圏の構想の中で位置づけをして検討をしていくということですから、これもやっぱり慎重に真剣にやっていただきたいと思っております。

そこで、1点市長にお伺いしたいのですけれども、ことしは「星守る犬」の映画含めて、またひまわりのまち名寄等で交流人口、それから地域活性化、また杉並区での特産販売、またPR等などに努めていただいて、本当に一定の成果があった

と認識はしておりますけれども、そこでちょっとお尋ねいたしますけれども、1次産業と観光産業が相まって全体の底上げになると私は思っております。先日農家の方は震災の影響と国の方向性が見えない中で、観光も大事だけれども、これから基本となる、市長の公約にもありましたとおり6次産業等の農業振興計画でしっかりと位置づけて、これが先でないかという意見もございました。私もそのとおりだと思っております。そして、今回私どもの会派の同僚が瓦れきの受け入れの関係ですけれども、きのうの答弁を聞いていますと被災等など、汚染されていなければ受け入れが可能という答弁もございました。農協の基幹産業と、それから観光関係と一体となるということであれば、今せっかくことしそういう地場産品を含めて、PRも含めて一生懸命やってきた。それが前から言われています地産地消ですとか食の安心、安全等から考えていますと、やはりちょっとその辺が一貫性がないというか、矛盾している面があるのでないのかなと私は思っております。この関係で市長にまた再度で申しわけございませんけれども、一言答弁をお願いいたしたいなと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 2つ御質問があったと思います。観光の振興と農業振興とどちらが先だと。どういう関係だという、一体的な開発はどうなのだというお話、もう一つは瓦れきのお話だとは思いますが、観光振興はあくまでも地域資源を生かした観光振興ということですから、1次産業は名寄市の基幹産業でありますから、これも含めてこの地域資源を生かしていこうということでございます。観光振興は、まさにまちづくりそのものだというふうに思っていますから、どちらが先という議論ではなくて、もちろん農業振興も含めて一体的に振興していくということになるかと思っております。現在そうしたことも含めて観光振興計画を策定している最中でありまして。農業振興とも絡

めた具体的な施策出てくると思いますので、ぜひこれは議論を進めていただいて、御期待をいただきたいというふうに思います。

瓦れきの問題は、あくまでも汚染されていないものに限りという安全性をしっかりと担保するという話ですから、全く矛盾する話ではないというふうに思っております。その中で安全性が担保されるということに加えて、市民の皆さんがしっかりと納得をいただけるということを前提にするという話ですから、その部分を慎重に対応していくということでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 私のほうもちょっと納得いかない部分もあるのですが、せっかく先ほども申し上げましたように安心、安全な食の関係から含めて、農業振興含めて、また商工関係含めて、いろいろな面でやはりこの議論をされている中で、本当に名寄は住んでいてよかったという思いもみんな評価をされているわけです。絶対風評は、これは起こりかねないとは思っております、それと関係団体、いわゆる農協あたりからもこの辺の関係は要請が出されたとちょっと聞いていますけれども、その辺の考え方はどうなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市民理解という話をさせていただきました。皆さんからの御意見をしっかりと聞いて、安全性がしっかりと担保されると。市民の皆さんの御納得をいただけるということを前提にということでございますので、改めて御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） その辺は、市民の思いも含めて安心、安全な、こういう問題は本当に大変な状況ですので、慎重審議、市民の声も聞き入れてやっていただきたいなと思っております。

次に、T P Pの関係ですけれども、名寄市の影

響額は35億円ということでございましたけれども、道のほうも農業関係では5,563億円ぐらいの影響額があるということも聞いておりましたけれども、この関係は議会でも昨年の第4定で反対意見書なども提出をさせていただいておりますけれども、今現在関係機関を含めて、反対含めての署名ですとか、それから行動要請と言ったらちょっとあれですけれども、その辺がまだできてきているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 昨年出した分が農協から国のほうに上がっていますので、現在のところ署名活動等はございません。また、要請活動についてもトップの方の集会等はございますけれども、末端への要請は現在のところございません。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） そういうときには、やっぱり大変な状況ですから、議員も含めて本当にしっかりと反対行動等などもしたいと思っておりますので、行政のほうもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、経済部に専門職の配置についてということで再質問させていただきますけれども、私だけでなく農家の方の思いもあるのですが、現体制でいくということでございましたけれども、はっきり言いまして職員の中、いわゆる事務職の関係の方が多いのではないかと。大半占めているような気もいたしますけれども、あとは関係団体ですとか、それからそういう形と、今後やっていくということなのだと思いますけれども、私は当然これから農業だとか林業関係も厳しくなっていく中で、今言われた関係機関との連携はこれはもちろんであろうかと思っています。ですけれども、現地の情報収集ですとか、作況の状況、それからこういう関係というのはやはり農家の方、また林業関係の方に言って、直接触れて、今の状況等なども聞いて、そして農業の振興なり林業の振興に反映させる。もとは、林業関係では1人いましたけれど



も、こういうのはやっぱり私は大事だと思うのです。この辺のもう一度、再度考え方があればお願いしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) 議員から経済部に直接農業者の御意見を伺う、そういう専門職を配置してはいかかという御提案でございました。議員御指摘のとおり、今農家を取り巻く状況、農業を取り巻く状況も同様でありますけれども、TPP参加や担い手不足ということで、先ほど御指摘あったとおりで大変な状況というふうに受けとめているところでもあります。また、昨日山田議員からの質問の中にもありましたが、異常気象が尋常になっているのではないかということで、先行きも含めて今後の作付体系等々で農家の方不安を抱いているということ、真摯に受けとめているところでもあります。先ほど経済部長のほうからそういう心配、あるいは今後名寄に対してはそれぞれ農業改良普及センターや農協の営農指導に当たる専門職や、あるいは農業振興センターがということで、基幹の部分でそういうお答えをさせていただきました。この連携強化は、議員おっしゃるとおりさらに強化していくということはもちろんでありますけれども、個々の御意見を伺いながら、さらに農業施策等を検討するという必要も必要ということに受けとめているところでもあります。ただ、現況では職員の管理も含めてでありますけれども、専門職を置くということは難しいかもしれないというふうなことで、現行でできることといえば経済部に農務課の職員と、それから農業委員会の事務局の職員もいますので、できるだけ農家の皆さん個々の御意見をしっかりと聞くという、そういう体制整備に努めてまいりたいということでお答えをさせていただきたいと思います。

以上、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) 今現行の関係、体制と、

それから農業委員会含めて、この辺もしっかりと聞きながら進めていくということですが、この辺も私はしっかりと受けとめて強く求めているなと思っていますので、何かの機会等などあればその辺も農業者含めて、林業者も含めて、やっぱりちょっとお聞きしたほうがいいと思います。よろしく願いいたします。

次に、林業振興について質問させていただきます。名寄市の森林整備計画の進捗状況と検証については、今一般民有林が1万5,048ヘクタールですか、市有林が2,468という答弁がありました。また、事業についてもこれは国や道の事業配分などで決定すると思っております、今後とも有利な補助金、また積極的に取り入れながら、名寄市の林業発展に努力するように求めておきたいと思っています。

次に、今回新たな森林整備計画の森林・林業再生プランの概要と後期総合計画との関連についてもあるわけですが、現在策定中とのこともありまして、北海道の出先機関の名寄にあります、美深ですか、森づくりセンターの指導を受け、名寄市をあるべき姿にしていきたいと思っております。

ところで、この森林・林業再生プランは何年計画で、策定後どのような流れになるのか、またできたときに地域懇談会を含めての考え方があるのかどうか、まずお知らせ願いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 森林・林業再生プランについての御質問でございますけれども、このプランにつきましては林業、林産業の再生を環境ベースとした成長戦略の中に位置づけまして、木材の安定供給力の強化を軸にした対策によりまして、雇用も含めた地域再生を図る計画ということになっております。それで、いろんな整備を行った結果、10年後の木材自給率50%を目指すこととなっております。現在の計画では30%程度となっておりますけれども、これが50%を目指

す計画となっております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） この辺は今策定中ですから、この再生プランに関しても今までのいろいろな思いも含めて、これは道のほうに提出すると思うのですけれども、やはり今それでなくても名寄地域は林業関係含めて若干おくらしている傾向もありますので、その辺は計画の段階でしっかりと認識しながらやっていただければいいのかなと。そして、今申し上げましたけれども、これは計画は10年なのですか。そして、そのでき上がったものがローリング関係も含めて、あとどれぐらいの流れになっているのですか。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 一応10年間となっております。5年後にまた変更というか、見直すという形になります。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） そして、そのできたものを道のほうに提出をして審査なども受けるわけですよね。だと思えるのですけれども、今まで私もちょっと計画に、前に勤めた関係でありますけれども、ですからその内容をやっぱり皆さんに把握していただくということの地域懇談会等々もあるのかないのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） この計画につきましては、まず国が作成する全国森林計画、それからそれに基づきまして北海道が作成する地域森林計画、それを受けまして市町村が作成する市町村森林整備計画の見直しとなっておりますので、専門的なこととなりますので、現在も道の関係者らと打ち合わせしながら、道の計画と合うような形で計画を見直している最中でございます。それで、専門的なこととなりますので、一般市民向けの例えば聞き取り等は行わないことにしておりますけ

れども、市内の専門家の方々との協議で一応計画立てていくこととなります。国からの流れの中で市町村が策定する部分でございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） その辺も本当に慎重にやっていただきたいなと思っております。

次に、未来につなぐ森づくりの推進事業と公益的機能を発揮する森林づくりの考え方について質問させていただきますけれども、この森林整備を進めるために今後名寄市の単独補助の上積み等など考えていらっしゃるのかと、それから今まで所有者、また造林業者とか植林とかされた場合ですとか、それから資材の関係ですか、その手入れ等なども今まで市のほうから単独助成として資材1万円と切り捨て8,000円が出されておまして、非常に助かっている面もあるのですけれども、いかんせんこの1万円、8,000円はかなり前からこういう状況が続いておまして、何といっても植林をされてからやっぱりどうしても生産までといったら長期的な関係がございまして、それでなくても今木材も安いということですから、この辺をどう考えているのか、今回の状況等も踏まえてどういう考え方を持っているのか、簡単にお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 先ほども答弁の中で森林整備の各事業に対しまして、道からの68%の補助が交付されております。また、市におきましては先ほど議員がおっしゃったように、人工造林地、除間伐事業に対する場合ヘクタール当たり1万円、切り捨てする場合ヘクタール当たり8,000円、野そ駆除事業に32%に相当する補助金を支出しております。また、今国のほうで一連の計画の見直し等を行っております。制度の全容がまだ明らかになっていませぬので、今のところ現行制度での対応と考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) よろしくお願ひします。

それで、3つ目の智恵文の北山、今現在110ヘクタールぐらいですか、まだ植林をする残地が残っているということでございまして、この関係も新しく今つくっています森林・林業再生プランの中でやはりなぜ求めて、その中で計画を、当然年次計画もあるわけですから、この辺も入れていただきたいなと思っています。今回この土地は、傾斜もありまして、そして雨など降るとあそこの河川、ふだんは大して水の量ないのですけれども、相当な土砂も含めて流れているということもありまして、やはり河川に泥が入ると。ですから、早急な、110ですから、そのまま今までの現行どおり7ヘクタールぐらいでやっているといったら、大体15年ぐらいかかるわけですから、今言われた土砂の関係も含めて、土砂防備林みたいな形の中で植えればその機能、特性がありますので、その辺をやっぱり今回の林業再生プランの中にも年次計画をしっかりと明示しながら進んでいただきたいなと思っております。

また、時間になりましたけれども、時間の関係もございますから、海外資本の関係は、林地取得関係は、この関係は国土利用計画で1ヘクタール未満は対象外だとかと言っていましたけれども、いかんせん名寄市はまだ該当なしということですから、この辺も関係機関を含めて、やっぱり調査含めて伝播を発信していただければいいのかなと思っております。

そこで、大きな3つ目としての名寄市の遊休農地の関係でございまして、旧営林署の関係ですけれども、これも利用計画含めて15年に520ヘクタールで、土地利用の土地開発公社の土地ということで、ここの用地、北海道警察の移転に伴うということで何人かの方もこの関係ではお話をされておりますけれども、北海道にも要請していますし、また警察のほうにも、道警の総務課にもしていると、こういうことですが、これも前

回私21年にもお話ししたのですけれども、口頭でやられていたという話も私もお話をさせていただきましたが、それが事実なのか、ちょっとお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 加藤市長にかわりましても要請につきましては、通常の福祉施策等の多くの住民の方に対する制度改正等につきましては市長会を通じるなり名寄市のほうから文書で要請していますけれども、この種警察署の所在のあり方についても十分相手方のほうの事情も考えますと、文書では行ってなくて、あくまでも口頭での要請にとどめております。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) この種の関係も年数がかかっていますから、そういう合併、警察の合併の関係もいろいろあろうかと思ひますが、私が21年に質問したときも北海道を含めて道警のほうもやはり文書化して、そして名寄市は本当にここに用地を求めているからという話は、私もされてもいいのではないかなと思ひますけれども、この種は云々と言っていますけれども、その辺の考え方はどうなのでしょう。もう一度お願ひします。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 貴重な御意見承りました。ぜひ今いただいた文書ということも含めて、効果的な要請の方法ということ、これ前市長、前道議からの引き継ぎでもありますので、私も逐一行ってお願ひはしているところですが、より効果的な方法を現所在地元選出の道議会議員とも含めて協議をして検討してまいりたいというふうを考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) その辺含めてよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから、緑丘の第2団地の跡地の関係でございまして、平成8年に用途を廃止して、そして今

ことしで16年がたとうとしているわけです。今まで2回質問させていただきました。これは、うちのほうで高見区ですとか、それから隣の緑丘含めて、やはり用途の関係含めて今まで質問させていただきました。そのときに当初は、いわゆる展示会といたしましたか、なよろっぼい家づくりの関係の方たちとか、その人に御相談をしながら宅地分譲をすると。それと、今言われていました東京なよろ会にも図面等などをして現下の価格の問題だとか、それも提示したけれども、一向にだめだったと。そして、今結果的には基本計画もないような、さっき総務部長の答弁であったらうと私は思っております。これだけの3万近く、3町歩以上の職訓の、旧の職業訓練所の今グラウンド含めて、私はここのところをもう2回もやっているわけですから、やっぱり基本計画ですとか、それから方針、これはもうとっくにしていかなければならないと、なっているものだとばかり思っていました。ですけれども、まだ売買にするのか、それから140坪でしたか、家庭菜園つきですとか、いろいろこころこころ、こころこころ変わっております。私は非常に残念でならないわけでございまして、あとそれと含めて、うちの町内会含めて、手前みそでございませけれども、やはりそよかせ館、それから丘の上、それから清峰園も近い。アネックスもある。そういう福祉村構想を私は打ち出して、今まで一貫してまいりました。しかしながら、前回でしたか、そのとき施設をつくるに当たってはやはり市民の皆さん方に介護保険も含めて100円ぐらいは上がりますよと、そういうようなお話もされていたように思っております。そこで、私は今清峰園含めて、やはり町中がそれはいいのはわかっています。しかしながら、市民の皆さん方、清峰園も含めてやっぱり入居したくても入れない待機者が非常に多いわけですよ。それは、認識していると思うのですけれども、この辺の認識を含めて、やはり問題は福祉村構想でなくてもいいのですけれども、たまたまそこに吉田

病院さん含めて施設がいっぱいありますから、その辺との関連も含めて相談しながら、土地の利用関係含めてもう16年もたっている部分もまだ計画も何もない。何かぎっくばらんとしているというような状況というのは、ちょっと私はおかしな話だと、こう思っております、これももう一度結果も踏まえて今後の方針もよろしく願います。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) これまでも遊休用地の効率的な運用の仕方、あり方ということでそれぞれの議員からお話ありました。将来的には、人口がこれからまた少子高齢化も含めて減っていくという中で、この人口、できるだけ減らさないようにということでさまざまな施策を打っていますし、その大きな1つとして交流人口の拡大、あるいは定住の促進、またさらには企業誘致というような考え方もお話がありましたけれども、改めて昨今の経済状況もかんがみて、こういうことをまた打ち出していく大きな契機だというふうに思っていますので、いただいた御意見しっかりと受けとめて、今あるこういう土地、あるいは民有地も含めて再度そういう外への発信というか、PRをやっていくようしっかりとまた取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

○議長(黒井 徹議員) 以上で植松正一議員の質問を終わります。

官民連携による社会資本ストックの計画的な維持、更新を外3件を、高橋伸典議員。

○10番(高橋伸典議員) おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしてみたいです。後半のほうです。何人かの議員とはかぶっている内容もありますけれども、お許しいただきたいというふうに思います。

まず初めに、官民連携による社会資本ストックの計画的な維持、更新の推進をということで進めさせていただきます。我が国において高度成長期

に集中投資した学校や公民館など公共施設、道路、橋梁、河川、下水道などの社会インフラは、整備から40年以上が経過しているものも少なくなく、大量の社会インフラが更新時期を迎えております。そのような社会資本の老朽化問題について近年さまざまな指摘がされてきておりますが、東日本大震災を受けて国民の安全、市民の安心を確保する観点から、より一層注目をされるようになってまいりました。実際ことし3月11日の大震災では、東京千代田区にある九段会館のホールの天井が一部崩壊した事故で死傷者も出ております。その他市町村など多くの公共施設、社会インフラで被害が発生しました。これらは、いずれも地震による被害とされておりますが、老朽化が主な原因とされております。各市町村において社会資本ストックの老朽化について大震災前から問題視されておりましたが、名寄市においても平成20年、行財政改革推進実施本部において廃止、統合、改修、改築、新築と公共施設のあり方にも検討が加えられております。その維持、更新の必要性について指摘されているものであります。ただし、これらの維持、更新には多額の費用が必要になることは必至で、現在各市町村の財政状況を踏まえれば自治体にとって相当の負担になることは間違いありません。そこで、名寄市でも社会ストックの老朽化が進み、市民生活の安全を守る意味でも維持、更新が必要な施設があると思われませんが、40年以上経過した公共施設、公共物の状況、今後の課題についてお知らせいただきたいというふうに思います。

また、コンクリートから人へとのもと、公共事業に対する厳しい見方がある中、公共事業そのものが減少傾向にあります。この社会情勢の中で社会資本整備にかかわる財政負担に対する市民の理解を得ることは、なかなか容易ではありません。しかしながら、社会資本ストックに関する安全性の確保は市民生活の安全を守る観点から大変に重要であり、行政の責任として着実に進めていかな

ければならないことだというふうに思っております。そこで、自治体が有する社会資本のストックの計画の維持、更新を推進していくための指標の一つとして、民間の資金やノウハウを活用するPFI、民間の活力の整備、管理を生かした低コストで質の高い行政サービスを可能にする手法を取り入れ、公共施設等運営権制度の導入に対して理事者の御見解をお願いいたします。

2番目に大きい項目、認知症サポーターの養成についてお聞きいたします。福祉、保健、医療にかかわっておられる一般の方々には、認知症と言われてもぴんときないかもしれません。認知症は、脳の働きが低下することにより記憶が抜け落ちたり、徘徊、幻視、幻聴など症状があらわれたり、時には人格に問題が出て暴力的になる問題行動があらわれたり、日常生活を営むのが困難になることも言われます。物忘れはだれにでもあることではありますが、日常生活、また年齢が高くなればなるほど若いころよりも多くなります。しかし、それだけでは認知症とは言えず、日常生活に支障が出るほどの、御飯を食べても私は食べていない、ひどい物忘れなどを言うことです。認知症は、だれでも直面する可能性があります。決して特殊な病気ではありません。ある程度予防が可能であり、症状の緩和や進行を抑えることができ、早期発見、早期治療が重要と言われております。多くの場合、行動障害があらわれたとき、家族も本人も大変に苦しむこととなります。名寄市においても認知症に対する現状の課題についてお知らせいただきたいというふうに思います。

また、行政の体制と認知症の取り組みについてお知らせいただきたいというふうに思います。

平成17年度簡易生命保険の調査によると、日本の平均寿命は男性78.53歳、また女性85.49歳となり、寿命は著しく伸び、日本は本格的な高齢化社会に突入しております。認知症の高齢者も年々増加し、20年後には約330万人に到達すると予想されております。85歳以上のお年寄

りは、3人から4人に1人が認知症になるというふうに言われております。このような中、全国的にも認知症について正しい知識を持ち、認知症の人と家族を応援しようというだれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティア団体、認知症サポーター養成講座を受けて受講者を認知症サポーターとして活動を広げていっているそうです。役所の関係者の地域包括センターや、また保健センター、また社協の職員は受けておりますが、全国的にも100万人サポーターをつくらうと進められております。名寄市でも少子高齢化が進む中、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症のサポーターをふやす必要があると思われませんが、理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目、地域ブランドに新登録制度。農林水産物や食品は、気候など自然状況や地域性を強みにできることから、これまで各地で地域ブランド化の取り組みが行われてきました。こうした取り組みは、地域の特性を生かし、付加価値をつなげ、特徴あるものや品質の高いものを販売し、消費者の支持や信頼を得ようとするもので、そのことから地域の農林水産業、食品産業の競争力強化や農山漁村の活性化にもつながってきていることは皆さんも御存じのとおりであります。1970年ごろには、大量生産で大量流入と輸入の増加が進み、1980年代ごろからは大量生産規格品と規格品との差別化をして販売しようとする取り組みが進み、1990年代以降は農林水産物の輸入自由化や価格の低迷が起こり、消費者は食への安心志向と高品質志向が高まり、生まれてきた農林水産物、食品の地域ブランドが進んでまいりました。平成18年4月には、地域の名称、商品またはサービス名称を取り合わせた商標である地域団体商標制度が始まりました。地域ブランド化の機運も高まり、多くの地域で取り組みが行われ、しかし必ずしも成功しているものばかりではありません。単に名称やマークをつけて認証を受けているものもあるというふうに言われております。そこで、名

寄市の地域団体商標制度に対しての当時の取り組み、現状、成果についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

農林水産省では、このように地域ブランド化を支援するため、農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業という事業を開始しました。食と農林水産業の地域ブランド協議会の運営を挙げられ、特に農林水産物の地域ブランド育成を目指す上で知っておきたい知識や地域ブランド化に向けた具体的なガイドラインが作成されております。各自治体や生産団体においてもこのガイドラインを周知し、観光には地域のブランド商品が車の両輪のように私は思っております。大変に重要だと思っております。農水省では、この地名に関し農水産品の販売を後押しするとともに、地域ブランドの新たな登録制度を来年から開始されるそうです。地域的評価の保護制度も導入され、名寄としても観光振興を打ち立てるのであれば地域ブランド商品の開発を促進する中で地域ブランドの新登録制度の取り組みを推進すべきというふうに考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、名寄市立病院の空調機器整備についてお尋ねいたします。地球温暖化が進む中、夏の記録的な猛暑が続き、入院患者は体力や免疫力がないたため、患者などには大変にこの冷房設備の必要性の声が高くなっております。また、市長も公共施設への空調設備の推進を訴えられてきました。名寄市としてもこの名寄市立病院の空調整備についての計画をお知らせいただきたいというふうに思います。

また、一番最初に言いましたが、PFIの手法をこの空調施設に取り入れている地域が京都と川崎にあります。ぜひこのPFIを使って、安い金額で素早くこの空調施設を整備する計画をとっていただきたい思いでこのPFIの活用を推進をお願い申し上げます、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) ただいま高橋議員から大きな項目で4つの質問をいただきました。

1点目は私から、2点目は健康福祉部長から、3点目は営業戦略室長から、4点目は市立病院事務部長からの答弁となります。

まず、大きな項目1点目の官民連携による社会資本ストックの計画的な維持、更新についてお答えをします。40年以上経過をしました公共施設の選出出しを昭和46年以前に建てられたものと仮定をしまして、主なものとしましては名寄庁舎、市民会館など行政財産と普通財産を合わせて52件が該当します。この中には、車庫とか物置とか余り市民の皆さんの目に触れない施設もありますけれども、一部計画的な建てかえの作業を進めているものもありますので、御理解を賜りたいと思います。名寄庁舎は昭和43年建設で43年が経過し、市民会館は昭和36年建設で51年が経過をしております。老朽化や設備の陳腐化が目立つ市民会館につきましては、(仮称)複合交通センターや(仮称)市民ホールにその機能が引き継がれますが、名寄庁舎は設備改修等を実施しながら使用してきているところであります。建物本体の老朽化への対応も課題ですが、設備の老朽化につきましてもどのように維持補修を実施しながら、施設全体の延命を図っていくかということも重要な課題であると考えています。厳しい財政状況から、施設の計画的な維持補修、設備更新なども実施していくことも大切であると考えております。

次に、公共施設等運営権制度の導入についての考えをお答えいたします。平成23年6月に公布されました民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正PFI法によりPFI制度に公共施設等運営権が導入されました。公共施設等運営権とは、公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者インフラ等の事業権を長期間にわたって民間に付与する方式でありまして、コンセッション方式をPFI事業に導入するため、行政が

民間事業者に設定する当該公共施設を運営する権利でありまして、設定を受けた民間業者は行政との協議は必要ですけれども、施設利用料金の設定や当該料金をみずからの収入として収受することなどが可能となります。この公共施設等運営権の導入によりまして、行政としてはマーケットリスクが行政から事業者へ移転する、経費が節減されるというメリットがあり、民間事業者においては公共施設等運営権が独立をした財産権として抵当権の設定等が可能となることから、資金の調達円滑化する、自由度が高い事業運営が可能となるなどのメリットがあることが想定されております。本市では、公共施設の管理運営における官民連携の手法といたしまして公設民営の形態であります指定管理者制度を32施設で導入しておりますが、民設民営の形態であるPFI制度の事例についてはありません。しかしながら、本市では先ほど申し上げましたとおり老朽化している公共施設が多く存在していることや、道内では留辺蘂町ほか2町で実施をいたしました一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業や札幌市の北海道札幌新定時制高校及び札幌市立中央幼稚園整備事業などこれまで十数件のPFI事業が実施をされています。今後想定される老朽化施設の改築に向けて指定管理者制度のほか、PFI制度及び当該制度に基づく公共施設等運営権制度を官民連携による公共施設整備に係る有効な手法の一つとして認識はしております。一方では、PFIの実施主体の多くが大手ゼネコンを中心とした企業グループであることから、地元企業の事業参画が困難であるとの課題もあります。その活用策につきましては、他市町村の事例も参考にしながら研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 私のほうからは、大項目2の認知症サポーター養成をの小項目1、名寄市の認知症の現状と課題について申し上げま

す。

名寄市の認知症の実態としましては、医学的に認知症と判断された方の把握は難しく、要介護認定時の医師の意見書や認定調査票による認知症高齢者の日常生活自立度のデータをもとに推計しております。平成23年10月における要介護、要支援認定者は、1,352人のうち日常生活自立度のランクの家庭内及び社会的にほぼ自立しているⅠを除くⅡからⅢランクまでの人数は831人と全体の61%を占めている状況にあります。この831人のうち介護保険施設などで入所している方が351人、残りの480人は介護保険サービスを利用し、在宅もしくは病院に入院されている状況にあります。しかし、地域において認知症が疑われて医師に診断された方や要介護認定を受けていない人など名寄市全体の実態把握は十分にできていないのが現状にあります。認知症の高齢者の増加が見込まれる中、認知症の発症を完全に防ぐことは困難と思われませんが、生活習慣の改善、定期的な運動や趣味活動による脳の活性化を図ることなどで発症や進行をおくらせることが期待されており、市民一人一人の生活習慣の改善や健康づくりの取り組みをいかに継続させるかが重要となっております。また、認知症への市民の理解や関心は徐々に高まってきておりますが、まだ十分に理解されているとは言えない状況にあります。認知症を医療や介護、福祉に携わる者だけでなく、市民が広く理解することにより誤解や偏見をなくし、本人や家族などを支えることが今後もさらに必要と考えております。

次に、小項目2の行政の体制と取り組みについて申し上げます。認知症高齢者の対応については、地域包括支援センターの総合相談支援業務において個別相談を受け、必要なときは医療機関や介護保険サービスの利用に結びつけるなど家族等に対し支援を行っているところであります。また、介護予防普及啓発事業として、老人クラブや町内会などで介護予防教室を開催し、認知症の予防と理

解を深めるための普及啓発活動を行うとともに、平成22年度は一般市民を対象に認知症の講演会や認知症キャラバン・メイトと地域包括支援センター職員による福祉寸劇を行い、市民247名の参加をいただいているところです。本年8月には、北海道認知症の人を支える家族の会が主催する認知症の人とともに暮らすまちづくり研修会が名寄市が後援となり市内のホテルで開催されました。さらに、平成20年から認知症高齢者の徘徊による事故を未然に防ぐため、名寄警察署、各交通機関、町内会などと連携を図り、名寄市徘徊高齢者SOSネットワークを構築し、徘徊のおそれのある高齢者を事前登録していただくことにより、認知症高齢者の安全と家族などへの支援を行っているところであります。

次に、小項目3の認知症サポーター養成について申し上げます。平成17年度に厚生労働省が開始した認知症を知り地域をつくる10カ年キャンペーンの一環である認知症サポーター100万人キャラバンは、認知症サポーターを全国で100万人を目標に養成し、日本全国で認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によってつくることを目指し、平成21年度に目標の100万人を達成いたしました。全国の認知症サポーターは、その後も増加し、平成23年3月末で252万人に達しております。認知症サポーターは、認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者で、認知症サポーター養成講座を受講した方には認知症の人を支援しますという意味を示す目印でもあるオレンジリングのブレスレットを配付しております。名寄市におきましては、平成20年度から認知症サポーター養成講座を実施しており、平成23年3月まで養成講座実際回数14回、認知症サポーター数は299名になっております。また、認知症サポーター養成講座で講師役を務めていただくキャラバン・メイトには8名が登録されております。今後におきましても認知症への偏見の解消を図るた



め、認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症の予防や適切な介護のあり方などについて知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 私からは、大項目の3、地域ブランドに新登録制度、小項目1、地域団体商標制度についてお答えをいたします。

地域ブランドは、地域の自然的条件を生かした特産物や地域に歴史的な関連のある伝統的工芸品、あるいは地域において提供される特色のあるサービスを地域の複数の事業者が地域名を記した共通のブランドとして他地域の商品、サービスと差別化し、付加価値の向上を図って、地域産業の活性化やまちづくりの手段の一つとして全国的に盛んに取り組まれております。従来、商標制度の中では、地域ブランドは商品等に産地表示をつけ加えたものが多く、これを一事業者による独占はなじまないという理由から、全国的に有名になった場合を除き商標登録を受けることができませんでした。しかし、特許庁では平成18年に地域ブランドを商標制度において商標権としていち早くより適切に保護することを目的に、地域団体商標制度を導入いたしました。現在までの地域団体商標の取得状況につきましては、平成23年9月までに全国から各地の特産品の名称を中心に約1,000件の地域ブランドの出願がされており、そのうち約480件が地域団体商標として商標登録されており、道内における登録数は15件であります。現在のところ名寄市に関連する地域団体商標の申請はされておきませんが、この地域団体商標制度は商品、サービスの差別化を図り、事業者への信頼の向上、地域のイメージアップの向上などさまざまな効果が期待される一方、品質の維持、向上が必要不可欠となり、地域みずからがその価値を磨き上げることが求められておりますので、名寄市における地域ブランドの可能性については関係

団体と情報交換を図りながら、対策について協議してまいりたいと考えております。

次に、地域ブランドに新登録制の取り組みについてお答えをいたします。地域団体商標登録制度は、地域のブランドが一事業者による独占はなじまないという趣旨から、商標法を一部改正し、制度が導入されました。地域団体商標登録できる出願人は、通常の商標登録と違い、次の3つの要件が定められています。1つは法人であること、2つには事業協同組合等の特別の法律により設立された場合であること、3つ目は設立根拠法において構成員資格者の加入の自由が保障されていることの3つです。したがって、出願できる団体は事業協同組合、農業協同組合、酒造組合、森林組合等で、個人、地方自治体、社団法人、財団法人、株式会社、NPO法人、商工会議所等は認められておりません。現在市内の地域団体商標登録を出願できる団体は、数団体に限られているのが現状であります。地域ブランド取得による観光振興も含めた経済波及効果は市としましても大きなものと判断をしておき、今後中小企業振興審議会及び関係団体と地域団体商標登録の支援体制も含めた具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(松島佳寿夫君) 私からは、大きな項目4点目の名寄市立総合病院の空調機器整備について申し上げます。

初めに、市立病院の空調機器整備につきましては、本年度外来診察室、医事課などの整備を11月に完了したところであります。残る5つの一般病棟については、平成24年度の予算の中ですべて実施できるよう現在準備を進めておきまして、事業費は1病棟当たり2,000万円、合計で1億円程度と想定をしております。また、精神科病棟については病棟改築事業の中で実施を予定しております。

次に、実施の際にPFI制度を活用してはどうかのお尋ねがありました。PFI制度は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術力などを活用して行う手法で、先般法律改正があり、新たな手法も導入されました。事業費の規模としては、一般的に20億円を超え、整備に数年間かかる事業に適していると理解をしております。当院が行う冷房設備事業は、事業費がおおむね1億円と規模としては小さく、手続に係る期間、事務作業量、施工期間、費用などの面を考えると、管理者、事業者の双方に利点のない事業であると言えます。これらのことから、PFI制度ではなく、市が発注する通常の方式で事業を実施したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) 答弁いただきましたので、再質問、また要望を行わせていただきたいというふうに思います。

まず、官民連携による社会資本のストックの計画的な維持管理ということで、総務部長からは市役所が43年につくられて、市民会館が36年、51年たって、今現状52件のものが40年を超えていますということです。先ほど本当にもう佐々木総務部長言われたように、公共施設の運営権制度というのは建物は市役所のものだけでも、こういう施設やインフラなどの運営権を民間に貸して、その収益を高めて、運営権を財産だとか抵当権にして銀行から借り入れるという方式みたいです。本当にいろんなところでこのPFIを進められています。先ほど佐々木総務部長言われたのは、やはり大手企業でないとチャンスがないという部分言われていました。名寄市としても今までやはりこのPFIの手法や何かを私も何回か言ってきましたし、検討されたことがあるのか、また検討事項によって評価はどうだったのか、どういふ部分をやろうとしたのかというのがあれば、ち

よっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 今の炭化センターを焼却方式にするのか、炭化方式にするかということの、多分そのときだというふうに記憶してはいますが、当時留辺蘂町ほか2町で取り組んでおりましたPFIにつきましては、補助金とか起債も弾力的に運用できるのでないかということも含めて、大学の先生も関与しまして相当練りに練ったPFI事業だったという記憶をしております。そのときに名寄市も焼却施設、もしくは炭化方式にかわる中間ごみ処理施設の関係につきましてPFIを導入したらということでも内部で検討した記憶があります。そのときにPFIのすぐれているところは、民間サイドの大きな会社が参画してくることによって極端に建設コストが安くできると。それとあわせて、維持管理もあわせていただくことについて、みずからつくってみずから管理運営をするので、管理運営コストの縮減も図れるのでないかという非常にいい話ばかりでした。その関係も含めて補助制度、起債制度は使えるのですけれども、本当に維持管理経費も含めて安くなるのか、それから地元への参入はどうか、それから初めてのケースですので、法的な問題はないのかということの検討をしまして、残念ながら名寄市としてはまだ制度が試行錯誤しながら留辺蘂で大学の先生も入れて進めようとしているという状況でしたので、PFIについては導入に、その時点での結論までに至らなかったです。そのときも含めて、できるだけ地元調達可能な公共事業については地元を使うということその当時から進めておまして、前提としては適正な入札制度の執行のもとに地元の企業を最大限活用していきましようというのがありましたので、ただ先ほど言われましたように今回の改正PFI法では大手でなくても財産権を与えることによって小さな市町村のグループでもできそうに見えて

いるのですけれども、今現在承知しているデータ見ますとほとんど大手ゼネコンがやっております、それに付随するような形での運営会社もくっついて対応していると見ますとほとんどが地元の企業が入っていないという状況もありますので、その辺トータルな部分で研究してまいりたいというふうに考えています。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) わかりました。この法改正になった部分では、私は非常にいい方法かなという部分で思ったものですから今回質問させていただきまして、やはり痛しかゆしだというふうに思います。やっぱり地元企業が成長しない限り名寄市も成長しませんし、ぜひ地元企業でできる方策を検討していただいて、このPFI方式、きのうも佐藤靖議員が病院関係の医師住宅のことと言っておりましたけれども、ある企業ではPFIでやるのならうちはやりたいよだとかということもあるのです。だから、物によってはそういう形というのはできるのかなという思いがあるものですから、こういう思いでさせていただきました。本当に運営権制度だとか、やはりやれる企業であればやる体制をとるといいのかなというふうに私は思います。本当にことしの11月からはこの施行されてきていますので、しっかり研究、検討されて、この部分はできるのではないかなという部分があればぜひ地元企業育成の意味でも使ってやっていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、認知症の部分。まず、この認知症いろんな方々がいまして、本当に症状的には代表的にはもう脳血管性の認知症だとか、アルツハイマー型の認知症というのがあるみたいなのですけれども、今の部長が言われていたのは介護保険の要介護認定者がほとんどされるということで、介護施設に入っている、ここまでの351名までは施設に入っていますから大変安心ですけれども、残りの470名、やはり地域におられると思うのです。稚

内でも認知症のサポーター制度導入がすごく進んでおまして、地域の方々がほとんどと言ったら語弊ありますけれども、すごい人数の方がとられていて、その地域にいる認知症の方々を地域の方々が面倒を見ていっているという状況をつくっているみたいなのです。認知症にかかわる中で、やはり自分は認知症でないと。私も今認知症かもしれないですけれども、認知症でないと思う方が、認知症になりたくないという方が多い。年をとったけれども、足の動きが悪くなった、腰が曲がるようになったとか、身体的な部分というのはあるのですけれども、認知症に関しては自分はやはりああいうふうになりたくない。朝御飯食べて、11時ぐらいになったら、朝御飯まだ食べていないのだけれどもというぐらいになると、やっぱり認知症だと。でも、それは認知症になる原因というのは頭をぶついたり、脳血管性のクモ膜下になったりだとか、重度の貧血になったりだとか、あと栄養の偏りだとか、また薬の副作用だとか、そして稚内の方で耳が聞こえなくなったことによって家に閉じこもって認知症にかかるという、いろんな症状が出るみたいなのです。その中で認知症を減らすという部分というのは、やはり地域の方々のつながり。先ほど部長が町内会での運動教室だとか、保健センターでの運動教室と言っていましたけれども、その運動もしかりなのですけれども、やっぱり地域のつながり、また家族とのつながり。認知症になると、やはりお年をとっているものですから、私たちもそうなるのかなと思うのですけれども、子供やその親なんかも子供のしつけと同じく怒ってしまうというのです。それではいけない。

それで、認知症のグループの方々や何かが認知症の100万人サポーターをつくって、認知症というのはこういうものなのだよと。そういう認識を持てる部分をつくるというのが100万人サポーターのスタートだというふうに言われていました。それで、認知症サポーターの対象というのは

先ほど言ったように地域住民の方々、また町内会、自治会、民生委員児童委員だとか、そして防災、防犯組織だとか、介護者等々の会だとか、いろいろな方々が入ったほうがいいだとか、また地域の生活関連では銀行だとか、また商工会、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業者、タクシー業者、公共サービス全般の警察だとか、郵便局、消防職員、交通関係者、また小中学校の、高校の先生、PTAという形でサポーター対象者が言われております。それだけ広げていかない限り、今対象者400人、そしてまたそういう認定を受けて地域で面倒を見ていくという形になっていると言っていますけれども、やはり現状14回認知症のサポーター講習会開いていただいて299名の方が受けておられるということで安心なのですけれども、私自身はこのサポーター体制がちょっと市民まで通っていなかったなという部分で今回出させていただいたのです。稚内のほうに行ったらちょっとこの話を聞いたものですから、これはやはり地域で支えていくしかないのだなという部分で今回の質問させていただきました。そして、今一般の方々、これ知らなかった方々が講習を受けたいというふうに言われているのです。それで、これからの講習の体制だとか、そういう部分の検討をされているのか、ちょっとあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員おっしゃられたとおり、認知症につきましては自分で認知症だと言う方はほとんどいないと思っております。一番気がつくのは、やっぱり家族、近間の人たちだと思います。現在やはり家族の方が、物忘れというのはだれでも年齢関係なくありますが、それが認知症という診断を受けるのは病院へ行って診断を受けなければ認知症という症名は出てきません。これは、やはり病気でありますので、物忘れだとか、うっかりだとかということではないということであります。ですから、この部分につつま

しては認知症というのはどういうものかということ、今議員言われるように全市民が認知症とは何かということをやはり知ることが一番最初ではないかと認識をしております。現在299名のサポーターがおられますけれども、先ほど説明申し上げましたように、とりあえずという言葉は語弊がございますけれども、民生委員を中心に、関係者の方を中心に進めさせていただいているのが実態でございます。今後におきましては、やはり全市民を対象にということで講演会等は今後も回数をふやしてまいりたいと考えておりますし、さらには今出前講座等もございますので、そういう機会を多く持って市民に周知を図りながら、認知症というのは何かという第一歩を踏まえて、ですから実例を挙げますとまちである市民からの通報によりまして、この人はちょっとセブンイレブンの前でうろろろしているのだけれども、どうなのだという通報をいただいた件がございます。その身柄を確保させていただきまして家族の方にお話を聞きますと、やはりそういう認知症の状況があるということでありました。ですから、家族、身内がそういう症状をいち早くキャッチをして病院へ行って診断をしていただいて、そしてその後の手当てをしていただくというのがやはり最大の方法ではないかと考えておりますので、今後は市民に向けて講演等の開催を多く進めさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。本当に周りの方々が認知症というのを認識してその体制をとって行く中で、早期発見、早期治療ができるというふうに言われておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、新登録制度についてお尋ねいたします。先ほど新登録制度、名寄はないというふうに言われました。本当残念かなというふうに思うのです。今先ほど植松議員も言いましたけれども、これから加藤市長が観光の交流人口をふやし、定住を進

めていくという中で、やはりリピーターというのはここに行ったらこういうおいしいものを食べられると。そして、いいものが見られると。女性は特にもう食べ物ですから、景色はいいのです。

(何事か呼ぶ者あり)

○10番(高橋伸典議員) いや、女性はそちらのほうに行ってしまうのです。やはりおいしいものを食べに行くというのは女性だと思うのです。そして、観光旅行といっても男性は余り行かないのです。やはり夫婦でもよく聞くのは、お母さん、奥さんがあそこに行ったらああいうおいしいものがあつた。お父さん、乗せていってというのがほとんどだというふうに私は思っています。ぜひこの新登録制度を利用して、やはり名寄にはすばらしいモチ米、日本一のモチ米があります。その中で、きたゆきもち米というモチを名寄のブランド化するとか、1回石川に視察に行ったときには魚沼産のコシヒカリの同じ米なのですけれども、その地域でつくって地域のブランド化にして、そしてエリザベス女王に贈って、天皇陛下に贈って、違う名前をつけて市役所が販売したのです。そして、1号缶の缶が七百何十円ぐらいしたのですか、そういったブランド化にして米を売ったというところもありますし、本当に努力次第ではいろんな部分はできるのでないかなというふうに思うのです。今までやはり新登録制度の対象になるようなものというのを夕張メロンだとか、仙台みそだとか、魚沼産のコシヒカリだとか、松阪牛だとか、宇治茶だとか、神戸牛だとか、いろんな部分はありますけれども、その取り組みの中には高級品の地域ブランド化だとか、やや高級品でも地域ブランド化にできるだとか、普通品でも地域のブランド化にできるだとかという企画もありますし、範囲は都道府県でもいいし、各市町村でもいいと書いてありますし、そして取り扱う一品物でもいいと。ミカンでもネギでも何でもいいのだと。農林水産物の食品を加工して、その工場も含めて製品化したものでも構わないよというふうになっ

ているみたいですし、そしてこの地域に参加する範囲というのは農林水産業含めて加工業者、卸売、観光業もその中に対象にされるというふうに言われているのです。ぜひこの地域ブランド化、モチ米でも私はいいと思いますし、アスパラでもいいと思いますし、いろんなものが研究できるのではないかなというふうに思います。本当観光だとかこういう登録商品というのは、よく高校レストランに出ているような一人の職員が夜も徹して、本当にもうこの地域の活性化に何とかしようといつて進めてこられたのがそういう部分だというふうに思っております。ぜひこの部分を進めていただきたいなというふうに思います。

先ほど言った数団体との連携ということでは申しましたけれども、この数団体というのはどこどこなんでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 先ほどもちょっと御説明させていただいたのですけれども、請願人、要するに提出ができる人については先ほど言いましたように3つの要件がありまして、名寄では道北なよろ農協、あるいは森林組合、あるいはもうちょっとやれば道北青果連とかという、そういうものになるかというふうに今は考えています。例えばその商品はその地域で使うという、今議員おっしゃられるとおりです。地域でもって使うということですので、例えばモチ米とやったら、それは名寄の業者さんすべてが使えるよというような、あるいは農業者も使える、そういう意味でのものですので、ブランド化をできれば、当団体でその登録商標ができれば非常に武器にはなると思います。ほかでは使えないということで、地域名を入れたり、またはその範囲を入れたりすることによって商品にも入る。それは、非常に有効だというふうには思いますが、今の段階では請願できる人が限られていますので、もうちょっと研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしく願います。

最後に、市立病院の冷暖房化でお尋ねをいたします。平成24年から5病棟、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。市民の方々は、大変この冷房施設待っております。ぜひ早目をお願いいたします。川崎市や何かは、PFI使った冷房施設の事業というのは学校が90校あったものですから、また京都も学校が156校あって、大手が入ってやられたものですからあれですけども、本当に地域の部分ですので、地域の業者にしっかりと反映できるようにお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

自然エネルギーを活用したまちづくり外1件を、上松直美議員。

○3番（上松直美議員） 議長より御指名いただきましたので、さきの通告に従いまして、本定例会において大項目2点、一般質問をしまいたいと思いますので、よろしく願います。

まず初めに、大項目1点目の自然エネルギーを活用したまちづくりについて質問いたします。昨今日本のエネルギー政策は、原子力発電に依存していた中、東日本大震災以降自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーが注目され、次世代のエネルギーにさまざまな可能性を模索している中、エネルギー政策が転換期を迎えています。3.11以降大震災がもたらした福島第一原子力発電所の事故と電力不足は、大きな問題を投げかけました。現代社会がいかに電力、エネルギーがなければ何も機能しないということを事実を確認するとともに

に、安全で環境に優しいエネルギーについて考えさせられました。現在国内外において太陽光、風力、地熱、バイオマスの自然エネルギーを推進の動きは顕著で、さまざまなプロジェクトが実施されようとしています。また、原子力発電から火力発電へのシフトも考えられています。天然ガスの埋蔵量からしても有効なエネルギーとして注目されています。そして、天然ガスコンバインドサイクル発電は発電効率は世界最高の技術を有する日本の新しい発電システムと言えます。そして、天然ガスは環境に優しいクリーン燃料として見直されています。今新しい世代のエネルギーと次世代の送電網、スマートグリッドを構築し、スマートコミュニティー、スマートシティを現実的に建設していく時代が到来しました。電力の自由化とも言える時代がまさに近い将来現実的なものとして私どもの生活の中で当たり前のように電力融通がネットワーク化され、省エネルギーと低炭素社会が生まれてくることは間違いありません。

そこで、地方自治体においてもさまざまな取り組みを次世代に向けて自然エネルギー、再生エネルギーの可能性を検討することとともに、新しい技術をいち早く地域に根づいた形で普及させることと経済効果を先読みすることを方向づけしながら、試験研究や実証実験を実施することが重要な施策となり得ると考えます。今後エネルギーを安定的に確保し、環境に優しく、継続的に持続可能なシステムを国策としても研究開発しているところは言うまでもありません。地方においても新しい産業構造の転換や産業振興としてエネルギー開発や地産地消のエネルギーとして、自立した電力を確保することにより余剰電力を売電する新たなシステムが新しい流れをつくり、これからの電気事業の制度が自由化を推進することは間違いないと思われまます。そして、スマートグリッド次世代送電網は、電力インフラと情報通信ネットワークを融合させ、再生エネルギーを取り込むことにより電力自給率を高めながら、省エネかつエコな社

会を実現するエネルギー供給システムであります。これからの次世代における新しいエネルギー供給システムは、低炭素社会の実現の有効手段となり、省エネを効率的に生活空間にプロデュースするものであります。以上の観点から、10年後にはどのような次世代のエネルギーが主流になり、省エネでエコなネットワークシステムが構築されるかを先読みし、地域がどのような取り組みでエネルギーを地産地消するかではないでしょうか。

まず、1点目、次世代のエネルギーとして自然エネルギーの可能性について、現状と今後の名寄市としての可能性についてお聞かせください。

2点目、省エネルギーと低炭素な新しいまちづくりについてどのようなビジョンを作成できるのか、基本的な考えをお聞かせください。

3点目、地域産業の振興の観点から、自然エネルギーを活用したまちづくりを考えたとき、どのようなことが考えられるかをお聞かせください。

4点目に、地域性を取り入れたエコ活動とは、名寄市としての取り組みと今後の可能性についてお聞かせください。

最後に、企業誘致とエネルギー開発について、現状と今後の可能性について基本的な考えをお聞かせください。

大項目2点目、社会保障と税の一体改革について一般質問いたします。急速な少子高齢化社会が進む中、現在厚生労働省社会保障審議会では社会保障と税の一体改革が取り組まれているところであります。団塊の世代が退職し、社会保障費がますます増加する傾向は否めません。現役世代が年金受給者を支える共助をモットーに年金制度が成り立っております。景気の低迷、非正規雇用の増加など年金を支える現役世代の環境は厳しいものであり、特に若い人たちが将来に希望が持て、国民年金をきっちりと納付することができるのは安定した生活の上で成り立つことは言うまでもありません。世代間格差をなくし、安定した財源と制度改革をしっかりと決め、現役世代を含めてすべ

ての人々がより受益が実感できる持続可能な社会保障制度の再構築が望まれます。社会保障を充実するためには、国民に負担がかかることも否定できませんが、ただ増税だけで制度がしっかりしないまま先走りではなく、世代間格差をなくし、安心した老後生活、セーフティーネットの構築、公平感のある新しい年金制度につくり上げてほしいと国に強く求めていきたいと考えます。

そこで、今後の社会保障改革では地方自治体の抱える問題である高齢化社会により現役世代の減少、雇用基盤の変化、家族形態の変化、社会保障費の増大等を地域経済の変化に対応した社会保障の機能強化が求められるところであります。制度改革よりメリット、デメリットを評価し、方向性と目的を見失うことなく抜本的な改革を期待するところであり、そこで地方自治体としての情報収集と関連事業における影響分析を積極的に実施することで市民全体の利益としての還元できることは間違いないと考えます。制度改革後における手続や注意事項をしっかりと現行の制度を理解し、確認するとともに、市民に対する情報サービスの提供や相談窓口でのアドバイスと社会保障制度全般の情報を市民にさまざまな場所で説明することを積極的に実行していくことを強く求めるとともに、市民の権利を守り、安心した生活を保障することが地域における社会保障であると確信するところであります。

1点目に、社会保険、厚生年金、健康保険の適用拡大における国保保険者としての影響分析はどのようなになっているかお聞かせください。

2点目に、第3号被保険者制度の取り扱いと今後の動向について、国保の影響も踏まえてお聞かせください。

3点目に、130万円での賃金調整と国民年金、国保の加入動向についてお聞かせください。

最後に、介護保険者としての立場から在宅サービス、居宅系サービスの強化をし、地域包括ケアシステムの構築について医療、介護の連携強化の

観点からどのような取り組みが実施可能かお聞かせください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目1について、大項目2の小項目1から3については市民部長から、小項目4は健康福祉部長からお答えいたします。

初めに、小項目1の次世代エネルギーとして自然エネルギーの可能性についてであります。福島第一原子力発電所の事故の収束が長引くにつれ、原発に対する国民の視線が厳しくなっています。その一方、原発にかわる電源として太陽光、風力発電など再生可能エネルギーが注目を浴びています。再生可能エネルギーとは、名前のとおり再生が可能なエネルギーのことで、常に一定量地球に降り注ぐ太陽のエネルギー等が該当いたします。具体的には、太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電、波力発電、地熱発電など発電する方法があると思いますが、国内の発電量の約3割以上を占めていた原子力発電をすべて切りかえることは難しく、長期的な発電量の減少が懸念されている中、火力発電等で補いながら環境負荷の低い再生可能エネルギーを利用する方法を研究していかなければならないと考えています。中でも現実味があるものは、太陽光、風力、地熱の3種類だと思われませんが、名寄で実施できるものと考えますと太陽光になるのではないかと考えられますが、原子力発電に比べて9倍のコストがかかると言われてしています。また、設置場所等検討すべきことは多いと思われませんが、可能性は多いと考えております。

次に、小項目の2、省エネルギーと低炭素なまちづくりについてであります。エネルギー問題は、地球の温暖化対策等とも密接な関係があり、日本は京都議定書に基づいて2008年から2012年までに二酸化炭素などの温暖化ガスの排出量を1990年に比べて5%削減する義務があります。

原発の安全性に問題が出てきており、原発に依存するのではなく、自然エネルギーの導入の検討を早期にする時期だと考えますが、国の方針がなかなか定まらず、詳細について検討できない状況にあります。名寄市としては、省エネの徹底やエネルギー効率の引き上げによって低エネルギー社会を目指すとともに、それぞれの地域の条件に合った地域新エネルギーとして太陽光、風力、雪氷、中小水力、地熱、バイオマスなどの内外の動向の的確な把握と認識をするとともに、まちづくりの流れと今後の方向性を総合的に判断するため、新エネルギーの調査、推計、利用可能性に関する専門的検討を加え、導入に対する技術、経済的、政策的条件を明らかにしてまちづくりに生かしたいと考えております。具体的推進については、地域住民及び地元企業の協力が不可欠であることから、認識の共通理解と連携が重要と考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小項目3、地域産業の振興であります。自然エネルギーを活用して地域産業の振興に結びつけることについてですが、再生可能エネルギー特別措置法が改正され、電力会社に一定の割合で再生可能エネルギーの導入を義務づけるものですが、課題も多く指摘されております。経済産業省では、住宅用太陽光発電システムを設置する方を対象に太陽光発電の導入を支援する制度として、住宅用太陽光発電導入支援対策補助金を創設し、平成22年度は1キロワット当たり4万8,000円を補助するもので、これらに連動して平成23年度道内55市町村で実施モニターなどを含め、個人住宅を対象に補助金を上乗せする形で補助制度を実施しています。各市町村によって要件や補助金額が異なりますが、多くの市町村ではCO<sub>2</sub>削減目標を定めたり、あるいは新エネルギービジョンなどを策定し、それに基づき新エネルギーの普及を図っています。当市においては、新エネルギーに対する研究、検討に至っておりませんので、今後の研究課題といたします。



小項目の4、地域性を取り入れたエコ生活とはということですが、地域におけるエコの取り組みについて、市としましては公共施設の新築、改修工事にあわせてLED電球の使用や市営住宅の高断熱化などを行っており、自然エネルギーの活用としては米の貯蔵施設の雪冷房、または教育的立場で名寄小学校の太陽光発電があります。当市における地域特性を生かしたエコ活動としては、市民一人一人が身近なことから取り組めるエコバッグの利用、節電、節水、ごみの分別やリサイクルなど小さな活動とエコ商品の活用、エコカーや電気自動車の導入、あるいは住宅等における太陽光の利用、ヒートポンプ、エコキュート、地熱利用等さまざまな活動がありますが、当面はエコ活動の大切さや身近なところから取り組める活動の啓発を行ってまいりたいと考えており、国や道の動きも注視して連動することによる効果的な事業については、有効性を検証して取り組んでまいりたいと考えております。

小項目の5、企業誘致とエネルギー開発であります。自然エネルギー関連企業の誘致ですが、今年度企業立地促進法に基づき名寄、下川、美深地域の地域産業活性化基本計画について、10月31日付で国の同意を受けました。今後地域内で国の成長産業分野を対象に新規立地等につながる地域の高度な人材育成等に対する支援を受けることができることとともに、立地しようとする企業は低利融資や税制などの支援措置を受けることができます。地域の集積業種は、健康関連産業、環境、新エネルギー関連産業、地域資源関連産業で、企業を誘致する上で有利な制度であります。企業を誘致する上で地域の特性である自然災害が少ないこと、夏と冬の温度差が大きいこと、雪や水、森林資源が豊富であり、すぐれた自然環境など活用することの優位性を生かした誘致活動を行ってまいります。また、自然エネルギーの開発としては、太陽光発電、または水力発電が有利と考えますが、これらに対する国の動向、国民生活や経済活動へ

の影響、関連産業や企業の動きなどによるところが大きく影響されると考えます。いずれにしましても、企業誘致の観点で広く情報収集するとともに、優位性の発信と誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷市民部長。

○市民部長(扇谷茂幸君) 私からは、大項目の2、社会保障と税の一体改革についてお答えいたします。

社会保障と税の一体改革につきましては、持続可能な社会保障の構築とその安定財源確保に向け、今まさに国会において年内の取りまとめに向けた議論が行われている最中であり、非正規労働者に対する健康保険、厚生年金の拡大を初め、国民健康保険などの医療保険制度を含めてその適用基準の改正議論が行われております。現在私どもには断片的な情報しか入ってきておりませんが、把握している検討状況、さらには改正により予測される影響等についてお知らせをいたします。

小項目1点目の社会保険加入要件を拡大した場合の国保保険者としての影響分析についてですが、現在週の労働時間が30時間以上となっております健康保険の適用基準を週20時間以上とする案で検討が進められております。この適用拡大により厚生労働省の試算では、市町村国保から協会けんぽなどの被用者保険に約180万人が移行すると見られております。このことでは、国保税収入が減少し、医療給付費の動向次第では財政体質の悪化につながるとの指摘もあります。また、非正規の状況に伴う入退社など資格の取得、喪失件数の大幅な増加が予想され、業務が煩雑になるとのことでの混乱も心配されることから、適用基準などにつきましてもより簡素な制度となるよう国保中央会では要望をしております。

小項目2点目の第3号被保険者の取り扱いにつきまして、さきの非正規労働者に対する健康保険、厚生年金の拡大と同時に現行130万円となって

いる健康保険の被扶養配偶者の認定基準につきましても引き下げの方向で検討が行われております。被扶養配偶者の認定から外れた場合、新たに国保や国民年金の第1号被保険者となることで保険料負担が発生することになります。背景としましては、専業主婦など保険料を支払わずに基礎年金を受給する現行制度が不公平であるとの批判もありますが、さきに問題となった主婦年金問題と同様、周知に係る混乱が心配されるところであります。

小項目3点目、130万円での賃金調整と国民年金の加入動向につきまして、現在健康保険の被扶養配偶者の年収が130万円以下の場合、国民年金第3号被保険者として年金保険料の納付なしに基礎年金の受け取りが可能となっております。平成22年3月末でこうした第3号被保険者は全国で1,021万人、名寄市では2,615人となっております。現在この年収基準を引き下げる検討がなされておりますが、このことで3号から1号被保険者となり、新たに年金保険料の負担が発生しますが、同じ国民年金内の区分の変更となりますので、直接被保険者数の増減には影響しません。しかし、週の労働時間が基準を超えて雇用されると厚生年金への加入となり、国民年金加入者が減少することになります。こうした検討を行う背景として、年金財源の確保とあわせ保険料負担における公平性の確保、さらには主婦の労働意欲の向上や自立を促進させるとの意見もありますが、新たな負担への説明と制度改正の混乱を回避するための周知方法など課題も多いと考えられますことから、今後も国の動向を注視し、対応を図ってまいります。市では、これまでも国保事業者として制度の周知、その運用を図ってまいりました。また、国民年金につきましては年金事務所と連携して制度の周知に努めてまいりました。しかし、市町村における国民年金業務は、国からの法定受託事務として届け出や移動などに係る手続を代行するものに限定され、受給に係る裁定の権限はありません。したがって、年金相談における細か

な対応はいずれも年金事務所が行うこととなります。このように市町村窓口での取り扱いに限界はございますが、今後とも制度の仕組みや手続などについての市民周知を図るため、窓口やホームページ、広報等を通じて積極的な取り組みを進めます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、小項目4の医療、介護の連携について申し上げます。

国、道の第5期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画作成指針案の基本的方針では、医療と介護の連携として今後も住みなれた地域で必要な医療と介護が継続的、一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築が示されており、そのためには医療と介護の連携が不可欠であり、医療の必要性が高い要介護者が増加する中で、医療と介護の連携強化を図る必要があるとわかれております。具体的な事業としては、医療サービスに対するニーズの高い要介護者への支援を充実するため、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問看護、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスなどと新たなサービスの活用により医療機関と緊密に連携を図り、医療、看護、介護などを一体的に提供できるよう体制の整備が示されております。しかし、本市においては小規模多機能型居宅介護を第4期計画で見込みましたが、今の制度の中では事業運営が厳しい状況に見込まれるため、民間事業者の参入がなく、実施には至りませんでした。さらに、訪問看護が一体的に提供する複合型事業所の創設は医療機関との連携、看護師や介護士の専門の確保などの問題があることから、この地域においての実施は厳しいものと考えております。しかし、これまでも高齢者の入退院時に必要な介護サービスの準備や退院後の医療受診など民間事業者の介護支援専門員や地域包括支援センター職員などが医師や看護師、医療ソ

一シャルワーカーなどと調整を行い、医療と介護の連携を図っております。また、今後道では介護支援専門員や地域包括支援センター職員に対し医療に対する理解やサービスの活用と連携を深める研修を実施することとなっており、積極的な参加や担当者間での意見交換などにより、今後も引き続き医療と介護の連携を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) 答弁ありがとうございます。最初に、1点目の自然エネルギーを活用したまちづくりについて再質問したいと思います。

名寄市においても再生可能なエネルギーとして太陽光とか風力とか地熱、太陽光がやっぱり一番有効なエネルギーではないかというふうにお答えありました。そして、国の動向としても火力を主流にした形の中で原発からの火力シフト、これはさっき言ったとおりだと思います。その中で火力についても今世界全般に見ても天然ガスの埋蔵量はかなりある。そして、日本の商社がある一定の期間の消費を賄えるだけの権利をとったということで、ますます火力発電所における天然ガス化が図られると思います。先ほども私が言いましたように、今日本の持っている技術が世界で一番というふうにうたわれています。それは、複合型コンバインド発電と言われて天然ガスと蒸気タービンと再生エネルギーのコンバインドした形ですけども、ますますその動向が強くなり、東京都におきましても100億円以上のプロジェクトで単独事業としてこの発電所を建設する予定もあります。東京電力におきましても最新の火力発電所が東京湾沿岸に何基かあります。私も専門的に学校で電力を学んだ関係で、少しこの事項については興味を持っていろいろ調べてみました。火力は主になり、それを補うのはやはり再生可能なエネルギーであるというふうに考えます。再生可能なエネルギーで問題になるのは、どうしてもコストの面で

ありますけれども、答弁にありましたようにエネルギーコストが9倍とか10倍というふうに先ほど……何倍と言われて、ちょっと覚えていないですけれども、きょうの新聞に書いてありますとおり太陽光の発電コストがかなり下がっております。大体1キロワット単位で33円から38円と。そして、原発についても8円90銭、8.9円、石炭火力9.5円、天然ガスが10.7円と。先ほど言った、ちょっと何十倍とか言われましたけれども、やはりかなり発電コストが圧縮されていてメガソーラーについてもいろんな意味で現実的に可能な状況が出てきている。それは、2010年ベースでコスト計算した場合と2030年でコスト計算した場合、現状でコスト計算した場合との差で見ると33円40銭のものが2030年の見通しでは9.9円になると見られております。この9.9円という数字は、原発よりは高くなりますけれども、火力の天然ガスとか石炭火力、すべてクリアできる。上限が9.9円から20円と大きな幅でありますけれども、そのような形の中で太陽光のウエートがやっぱりこれから20年先を見込んだ場合にかなりの依存が生まれてくると思います。その観点に立ちまして、やはり太陽光を利用したいいろんなさまざまな省エネ活動が小さなまちでもできるのではないかと思いますけれども、その点についてどのように考えるか、ちょっとお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 可能性としては高いと。太陽光が一番現実的であろうとは思っておりますけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、10年、20年先の部分についてはそういった見通しもあるのですが、再生エネルギーの特別措置法案の中ではまだ先ほども言いましたが、売電の関係、あるいは設置のコスト、あるいはその採算性については細かくは触れておりませんが、確かにひとところから見ると太陽光発電もかなりコストが下がっているというふうに情報として

は受け取っています。しかし、大規模な形になりますと、この法律の中でもありましたが、電力会社が拒否できるとかという項目がのっていると。ですから、必要なときに必要な分を出せるということではなくて、特に太陽光については夜は発電しないのですけれども、やはり需給のバランスがないと経営的、企業として成り立たないのではないかと思います。ただ、もう一方では、一般住宅の普及というのがあるのですけれども、一般住宅に普及するにしても設置する費用と自分たちが電力として消費し、あるいはそれを北電に売電する価格とのバランスというのが正確にまだつかめていない状態です。ただ、今現在各市町村で全国でやっているのは、これはモニターとしていろいろ調査を含めてやっております。それには、もちろん国の補助金と、それに各市町村の上乗せ補助をして、それで収支バランスがとれるのかというモニター事業というふうになっておりますので、名寄市としては今のところはまだそこまで踏み込んだ考え方にはなっておりません。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) 来年の24年7月1日に再生可能エネルギー特別措置法というのが施行されて、この件についてどのような情報等持っておられるかお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時44分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 今ちょっと時間を要しまして申しわけございません。ちょっと時間がなくて、細かいところについてはまだ十分承知しておりませんので、続きの御質問をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) 私の知っている限りで

ちょっと後でまたそれについてはお話ししたいと思えます。

それでは、引き続きちょっと質問したいのですが、自然エネルギーを活用したまちづくりということで太陽光発電が、やっぱり可能性について先ほども言いましたように各自治体でソーラーパネルの設置に対する奨励金や助成金制度を国の補助制度と連携した中で実施しているところがありますけれども、その中で来年の7月1日に再生可能エネルギー特別措置法が施行されます。その内容については、再生可能エネルギー源の太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いた発電した電気を一定期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務づけるものであります。これについては、7月1日にもう施行されるということは確実にわかっておりますので、各自治体についても先進地やソーラーのいろんな活動を活発にやっているところについては情報収集をかなりきめ細かくやっているのが現状だと思います。経済産業省においても売電価格の調整等もかなり進んでいる状況もあると思います。名寄市においても住宅用の太陽光発電について現在の状況の中では、個人で設置するという方が初期投資の段階で三百何十万円という形の中で初期投資がかかるので、奨励金や助成金のない自治体にはなかなか普及しづらいものであります。そこで、名寄市においても住宅用の太陽光発電の助成金を導入して、ソーラーパネルの普及と省エネ住宅のメリットを確認して、実証を目的に実施することを検討してはいかがでしょうか。そういうことを強く求めていきたいと思えます。将来を見据えた確証性のある実証実験をいろんな工夫を凝らして実施することが大事だと思いますし、その中でやっぱり新しい雇用と技術がそこに促進されるのではないのでしょうか。そういった見解について、考え方について行政側の考え方をお願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 先ほど来自然エネルギー

の今後の見通しと地域でもぜひ積極的に取り組んだらどうかというようなお話をるいただきありがとうございます。議員おっしゃるとおりでありまして、今後とも自然エネルギーというか、再生可能エネルギーというのは国にとっても重要な施策であるというふうに私も認識しておりますし、地域にとってもこれはしっかりと研究、検討していかなければならない課題であるというふうにも思っています。先ほどの企業誘致の話もございました。たくさん議員からもそうした話もいただいておりますけれども、改めてこのメガソーラーということも含めて今発電所の話もありましたけれども、企業誘致全般、あらゆる角度から自然エネルギーというのも名寄市の持つポテンシャルの一つ、大きな特色ではあるというふうにも思っていますので、その名寄市における考えられる用地でありますとか、あるいは産業の可能性だとか、しっかりとアンテナを張り、また国の政策もしっかり見きわめながら、ぜひ今後とも前向きに研究、検討してまいりたいというふうに考えていますので、今後とも御指導よろしく願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) よろしくお願ひします。国の補助金がまず1キロワット当たり4万8,000円で、23年度も補正予算も組まれた中で23年度いっぱい、まだ24年度も含めて予算が組まれているという情報を聞いています。その中でやっぱり国、道、市、この3つの連携によって自然エネルギー、再生エネルギーをどのように生かしていくか、そして地域においても新しい未来を見据えた省エネ対策と雇用対策を含めた上で、新しい一つの産業がそこに生まれてくると思います。ぜひ市の補助金としてあるよその市町村と並ぶような補助制度を確立してもらい、一つの新しいまちづくりの中でソーラーパネルの普及をお願いしたいと思います。

続いて、名寄市においてバイオマスの発電の可能性についてお聞かせください。カーボンニュ-

トラルの観点から、バイオマスエネルギーとバイオマス燃料は持続的可能な循環型で、CO<sub>2</sub>を吸収し、資源を再生するという意味で光合成を営みながら利用してきた、まさに枯渇しない再生可能な資源であります。1つには、バイオマス関連に対する補助制度を確立して、その促進と技術開発を目的に実行することも大事ではないかと考えます。そして、その中でバイオマス燃料の製造等バイオマス発電を並行して実証実験を実施しながら、将来に向けての次世代のエネルギー開発を企業誘致と連携した形の中で実施することがよいのではないかと考える次第でございます。その件について見解と考え方をお願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) まさにおっしゃるとおりでありまして、企業誘致と連動させてぜひこれらのことを研究、検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) バイオマスといってもかなり定義というか、広範囲にわたりますので、農産物を利用したバイオエタノールの製造とか、いろんな意味でやっぱり拡張性が高いと思います。ただ、林地残材を利用した、木材資源を利用したバイオマス発電だけではなく、いろんな資源が名寄市でも眠っていると思います。その資源を掘り起こして新しい形で企業誘致をしたり、企業の誘致とあわせて雇用が生まれてくるということですので、積極的な展開を望むところであります。

続きまして、先ほどもちょっと触れましたけれども、これスマートグリッドという言葉があるのですけれども、これは経済産業省のほうでずっと推進しております次世代型の送電網ということで実施して研究しているものです。やっぱり新しいエネルギーが投入され、地方においても自分で自分の電力をつくる時代、そして火力発電所や原子力、相互融通の中でネットワークシステムをつく

らなければならぬ状況の中で、スマートグリッドという発想のもとにスマートメーター、通信式の電力計と家庭用のエネルギーマネジメントシステムというものをつなぎまして、いろんな取り組みがなされています。NEDOにおきましても実際にアメリカのあるまちで実証的な実験等を繰り返し、もうかなり高いレベルの実用段階まで来ていると伺っております。政府は、今電力計からスマートメーターに8割を5年間で取りかえようという実施しております。スマートメーターとホームエネルギーマネジメントシステムで、来年の夏のピーク時の980万キロワットの省エネができるというふうにデータが出ております。ということは、スマートグリッドとスマートメーター、この連動した形の中で小さなまちでもやはりスマートメーターをより早く導入しながら、きちっとした形の中で省エネ活動を実施することがこれからの先を見詰めた次世代型のエネルギーの方向性にマッチした動きではないかと思えます。その件についてどのように思われるかお答えください。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 詳しくは私もわかってはいないのですけれども、スマートグリッドというのは電力の流れを供給と需要の両方から調整をしていくという流れの中で実施をしていくものだというふうに認識しております。これも文献によりますとメリット、デメリットがあるのだというふうに書かれております。特にメリットについては、再生可能なエネルギーを導入することができますし、あるいは停電のときでもできるというようなメリットがあるのですけれども、その反面、地域が一定の発電する量と要するに需給のバランスがどれていないとスマートグリッドというのが成立しなくて、例えばどちらかが多くてどちらかが少ない、どちらが多いという場合にはシステムを通じてやりとりをするということなのですけれども、それはかなり広範囲なやりとりがないと難しいというふうに聞いております。そ

れらについてまだまだちょっと私どもも勉強が足りませんが、今後ぜひ研究して取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っております。御理解ください。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) 20年先、30年先を見込んだ場合にスマートグリッドというものがかなりやっぱり現実的にもう目の前に来ているというのが現実です。そして、大きなエリア、大きなコミュニティーでないと、さっき言った電力の需給のバランスによって自動コントロールするのですけれども、やっぱり小さいエリアではなかなかメリットはないというのも現実であります。しかし、先進地としての位置づけをやっぱり持っていきたい。名寄市として、新しい意味でよそのまちに負けない、スマートグリッド、スマートメーターをより一日でも早く導入することによって、先進市としてのやっぱり位置づけを獲得してもらいたいという思いもあります。そういう思いを含めて今後どのような活動を取り入れていきたいと思っておりますでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 大変答えが単調になって申しわけありません。ちょっと私どもの勉強不足ですので、もう少し研究をさせていただきたいと思っております。よろしく御理解ください。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) 太陽光エネルギーを利用したまちづくりについて、やはり積極的にお願いしたいという。私自身もソーラーパネルについては、来年もうより早く、一日も早く実施したいなと思っております。そういうことで自分自身でも実体験しながら、電力を省エネを実施することによって、ただ人に言うのでなくてやっぱり自分自身で考えたことを自分の生活の中にも取り入れて省エネ生活をしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

2点目について質問します。社会保障と税の一

体改革について質問いたします。社会保険の適用拡大は、どのような影響をもたらすのか、先ほど国保保険者の立場からお伺いいたしました。国民年金、国保被保険者の非正規雇用者が厚生年金、健康保険に加入する、加入拡大することによって、私はセーフティーネットの強化を図ることができると思います。その中でいわゆる傷病手当、今まで国民年金と国保では傷病手当とか出産手当がありませんでした。それについて付加されたり、または厚生年金に加入することによって年金のアップが図られ、保険料の負担も軽減されるというメリットもあると思います。その中で私は、社会保障と税の一体改革について今回一般質問した理由は、やはり一市民の利益というものがなかなか人ごとのようになっていると。自分たちのまちの住民が情報をいち早く提供することによって財産とか、いろんな権利が守られるということは絶対あり得ると。第3号の問題につきましてもいろんな問題を踏まえて検討しなければならない事項だと思います。第3号保険者についても私なりに考えたのですが、第3号保険者というのはサラリーマンや公務員の主婦の皆さんが介護や子育ての中で、この制度を存続してもらいたいという人がやっぱりかなり多くいると思います。そういう思いとその反面、独身者とか共稼ぎの人たちには自分たちはちゃんと年金払っているのに、年金も掛けないで基礎年金もらえる制度というのはちょっと不公平感があるというのも現実だと思います。そういうことを考えながら、やはり雇用体系の変化をもたらしながら、どのような影響が、新規社会保険に加入することによってのメリットとデメリットがあると考えます。その中で130万円で収入を調整しながら、第3号保険者になっている人もおります。でも、実際にはパートで月10万円前後しか働けない事実も見逃せません。中小企業が安い賃金体系で雇用できるということは、採算性があって経営が成り立つということは、いわゆるこの第3号で守られていたということでは

ないでしょうか。私は、いろんな意味で第3号保険というものは簡単になくすものではなくて、やっぱりきちっとした見きわめをしながら、地域からも声出して、この制度のメリット、デメリットも踏まえながら訴えていくべきだと思います。その件について名寄市のお考えをお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷市民部長。

○市民部長(扇谷茂幸君) 今議員御指摘のとおり、今回いわゆる厚生年金加入要件が緩和をされるということが議論をされまして、私ども国保事業者からすると基本的には厚生年金のいわゆる適用拡大というのはそうあるべきだろうというふうに思っています。当然これまで非正規として働いていて、仮に年金受給に至っても基礎年金のみということで、なかなか2階建てと言われておりますが、上の比例報酬の部分が受給できないということでの将来の不安というのは当然ありますから、厚生年金拡大によって新たに年金受給額がふえるということのメリットはまさにあると思います。それから、一方、ただこれは言われている話ではありますが、いわゆる厚生年金に加入しますと当然事業者負担が半分あるということでもあります。特にパート労働者、それから非正規を多く抱えている中小企業が多いという全国的な実態もございまして、そういう事業者にとっては新たな負担増ということで、その適用拡大につきましてはさまざまな議論があります。私ども国保の事業者としての考え、もしくは中小企業等の考えもありますから、今後またそういったものを含めて国のほうで適切に議論がなされるというふうにも思っております。

それから、第3号の保険者のことでありますけれども、実は130万円、健康保険の扶養の適用基準となっておりますが、実際は議員御指摘のとおり所得税法上のいわゆる配偶者の控除が受けられる103万円というもう一つの基準もございませぬ。実際のところは、103万円の基準に実はパート労働者の多くの方がいる意味調整をして、1

03万円にして配偶者の扶養控除を受けていられているというような実態がございまして、仮にここまで適用基準が下がるということになりますと、先ほど申し上げましたとおり新たにいわゆる国民年金の1号保険者になり、もしくは扶養から外れることによって国民健康保険に加入しないといけないと。新たな負担が出てくるということ、これ個人的にちょっと試算をしますと相当な額になります。年金の額で減免が受けられないということであれば、当然年間18万円程度の負担もふえると。そして、加えて国保の国保税につきましてもおおむね103万円でありまして大体年間5万円程度かかるということで、さまざまな問題を抱えていることも事実でありますけれども、今後のいわゆる社会保障のあり方はある意味大きなくくりの中で議論されているということがありますので、私どももこういった情報を収集しながら、いろいろな機会をとらえて、これはやっぱりきちっと市民の皆さんにも情報の提供をしないといけないという責務もありますから、ぜひそういった手法も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 引き続き最後に、包括ケアシステムの構築での可能性とその問題点について先ほど答弁ありました。私が考えるのには、どこに住んでいてもその人にとって適切な医療、介護サービスが受けられる体制づくりというのが一番いいと思います。来年から24時間の対応の訪問介護がオープン化されるというか、実施されます。その中で一番大事なのは、医療と先ほども言われたとおり介護の連携強化であります。いわゆる24時間対応で訪問介護が暮らしの面を支え、訪問看護が線で支え、24時間いずれも来てくれるお医者さんが点の役割で多種、多職種連携があればこの地域ケアシステムというものは成り立ちます。でもしかし、先ほど言われたようにいろいろな財源とか人材の不足等によってさまざまな壁が

あるのも現実であります。ただ、今施設から在宅介護へという流れが生まれてきています。その中で地域包括ケアシステムをきちんとした形の中で、ハードルは高いのですけれども、ある程度の理想と熱意を持って健康福祉部長の立場から今後の考え方について一言お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員お話にございましたように、訪問看護の部分については非常にクリアしなければならない課題が山積みされているのが実態だと思います。一例を挙げますと、例えば名寄の市立病院に今ございます訪問看護ステーションの部分で申し上げますと、現状では75歳以上の人口の増加、それから高齢者の単独世帯の増加、それから低い在宅死亡率、それから看護職員数の需給のギャップ、高齢者の訪問看護利用者数が多いと在宅死亡率が高い傾向にあるのだというさまざまな実態がございまして、約65%の訪問看護ステーションにおかれましては小規模であるというデータも出てきているところであります。課題としましては、やはり訪問看護サービスの効率化、それから退院直後等の医療ニーズの高い患者への訪問看護の充実というような形で、それぞれさまざまな論点の中で今議論をされているところだと思っております。これらのクリアされなければならない山積みした課題につきましては、国で今議論されてございますので、それぞれの動向を注視しながら、名寄市における適切な事業の展開を今後検討しながら進めていきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） いろいろ長い間答弁ありがとうございました。最後にお願いしたいのは、税と一体改革については名寄市は全然関係ないということではなく、一般市民の方により早い情報と変化、制度改革を伝えていって、利益がそこにきちっと保たれる、生活の安心をきちっと保てる



ような情報をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で上松直美議員の質問を終わります。

通学路の安全対策について外2件を、竹中憲之議員。

○8番(竹中憲之議員) 議長より指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思いますが、質問の前に9月の第3定では私の健康管理のまずさから皆さんに御迷惑をかけましたことに心よりおわびを申し上げたいというふうに思います。

それでは、さきに通告いたしました大項目3点について質問させていただきたいというふうに思います。1点目は、児童生徒の通学路等における安全対策についてであります。現在各校区で安全安心会議が組織をされて、子供を地域で守ることを中心に安全で安心な地域づくりを進めておりますし、一部ではあります。町内会で安心して児童生徒が登校できるよう通学路での見守り等もやっております。また、各学校での安全マップを作成し、子供の安全対策を進めておりますが、登下校にかかわって通学路の安全対策が必要な箇所が多く見られるというふうに思います。北海道、特に道北は約6カ月間が雪対策が必要になっておりますが、冬期通学路の確保及び安全対策はどのようになっているのか、特に狭隘な通学路で歩道のないところは車の通行時は児童生徒の避難場所がないと思われませんが、除雪対策は建設水道部との密接な連携が必要であります。今冬の対策はどのようになっているのか、教育委員会としてどのような対策を進めているかについてお知らせ願いたいというふうに思います。

2点目は、高齢者、障害者に優しい施策についてであります。高齢者が住みなれた地域で快適に生活を継続していくための支援が今重要になっているだろうというふうに思います。現在75歳以上の高齢者は、名寄市において14%を超えて

いる現状ではないかというふうに思います。高齢者、障害者施策には、介護も含めた支援や、あるいはシルバーハウジングの建設、道路建設にかかわってはバリアフリー化などの環境整備や各種施設の建設などがあります。介護にかかわっては、介護保険法の改正に伴い設立されました地域包括支援センターでの支援活動などハードとソフトの両面がありますが、高齢者、障害者福祉の現状と新たな施策についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

近年は、高齢者で車を手放す方も多く見られ、交通弱者となっている現状もあるのではないかと。いうふうに思っています。障害者も同様で、デマンド交通化に向けた試験運行も進められていたが、郊外だけでなく市街地の交通弱者も増加傾向にあると思います。買い物、病院等へ行くにもハイヤーを利用しなくてはならない、そういう高齢者、障害者が増加しているように思えます。高齢者、障害者の交通弱者対策についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

3点目は、廃棄物処理の現状と課題についてであります。ごみの排出量は生活のバロメーターとも言われましたが、いかにごみの排出を削減するか、現在の大きな課題であります。最終処分場の現状と課題についてお聞きをいたします。現在の風連、内淵の最終処分場の年間処分量は、おおむね6,000トンというふうに私は承知をしておりますが、ごみの削減に伴い、19年の基本計画と使用年数は変わっていると思っております。一昨年の岩見沢市の覆土問題をきっかけに処分場における使用年数はどのように変わったのか、名寄における最終処分場の処理量等の現状と課題についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、炭化センターについてお聞きいたします。炭化センターは供用開始から8年が経過しておりますが、供用開始時は鉄、ガラス、陶器等多くのものが混入をし、破碎機等の故障の原因となっておりました。ここ数年は、異物の混入が減

少しだと私は感じておりましたけれども、10月の新聞報道でいまだに異物の混入が見られると出ておりましたが、ここ数年の異物の混入も含めたごみの種類や年間処理量など現状と課題についてお聞かせを願いたいと思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ただいま竹中議員からは、大きく3つの項目で質問をいただきました。大項目1のほうは私のほうから、2は健康福祉部長から、3点目は市民部長からの答弁となります。

まず、大項目1番目、通学路の安全対策の考え方についてであります。通学路の現状であります。名寄市街地の学校によりましては一部通学路に歩道が設置されていない箇所や幅員が狭い道路もありまして、特に議員御指摘のように冬場の安全確保には建設水道部と協議をいたしまして、交差点の見通しの確保や歩道のない箇所の幅員の確保のため、排雪などの協力をお願いをしているところでございます。また、実例としてことしの冬期からは西小学校の東側の通学路で新たに歩道除雪等お願いをして現在実施をしております。これからも建設水道部と連携をして車両通行時の危険箇所を確認するなど、冬期間のパトロールの強化を行っていきたくと考えております。また、このようなハード面での対応とともに、各学校では交通安全指導計画の作成や交通安全教室の実施、通学路の安心マップの作成など日ごろから子供たちへの安全確保に取り組んでございます。また、家庭訪問などを利用して通学路の点検や安全マップの危険箇所の確認を行いまして、子供たちへの安全指導を行っております。

なお、南小学校や西小学校の周辺では、交通規制がされておまして、登下校の時間帯には地元の方以外の車両の進入につきましては制限がされておりますが、交通取り締まりの徹底を含めて警察にもお願いをしているところでございます。こ

れら学校での取り組みのほか、犯罪や事故を未然に防ぐため、PTAや子ども110番の家、各学校ごとに設置されています安全安心会議など地域全体で子供を見守る体制もつくっております。今後不審者情報の配信など新しい取り組みを推進しながら、学校、地域一体となって子供の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 私のほうからは、大項目の2、高齢者、障害者に優しい施策についての小項目1、高齢者、障害者福祉の現状について申し上げます。

高齢者福祉の現状につきましては、本年11月末の高齢者人口は8,260人で、高齢化率は27.4%、75歳以上の後期高齢者数は4,346人で、後期高齢化率は14.4%となっております。また、介護保険の要介護認定者数は1,362人で、認定率は16.5%となっており、そのうち居宅、施設のサービスを利用している方は1,092人で、利用率は80.1%となっております。また、介護保険のサービスを利用されている方と重複はしますが、介護保険給付以外の地域支援事業や福祉サービスの利用状況については除雪サービスが306世帯、命のカプセルの設置が1,027人、通所型介護予防事業、自立支援ヘルパー、配食サービス、外出支援サービス、緊急通報システムなどの在宅福祉サービスを利用されている方が374人のほか、町内会の敬老事業への助成や長寿を祝う会の開催、生きがいづくりの支援として老人クラブでの運営費助成、健康づくり体操教室事業などを実施しているところでございます。

次に、障害者福祉の現状につきましては、本年11月末現在の障害者手帳交付者数は1,393人、療育手帳交付者数は319人、精神障害者保健福祉手帳交付者が125人で、近年ほぼ同数で推移しております。障害者の自立を推進するための就労支援は、市内3事業所で取り組んでおり、パン

工房、食堂、喫茶店などで現在47人の方が一般就労に向けた訓練を受けておられます。また、障害者自立支援法に基づき、各種サービスについては個々の状態に適した利用を指導するなど効果的な運用に努めております。

シルバーハウジング計画につきましては、現在緑丘第1団地に14戸、道営マーガレットヴィラ23戸、新東光団地に15戸、計52戸を供給しております。現在整備が進められている北斗団地には、平成19年度住宅マスタープラン策定時に30戸程度の供給の検討を行った経緯がありますが、民間による高齢者向け住宅の建設計画が複数あったことから中断していました。その後民間による整備計画がなくなったことから、改めて必要数の検討を行い、平成24年度に見直しが行われる住宅マスタープランの中で対応してまいりたいと考えております。

バリアフリー対策につきましては、道路整備としては市街地の防じん処理道路や砂利道の舗装化を進めており、新設道路につきましては交付金事業により高齢者や障害者に優しいバリアフリー新法に基づいた歩道の整備を進めています。既設道路の段差解消の計画につきましては持っておりませんが、公共施設を含め、危険な箇所や利用頻度の多い不都合な部分は建設事業の一事業として対応しております。今後整備する公共施設につきましては、基本的に外部、内部とともに年齢、性別、障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすい施設として整備することはもとより、北海道福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則に基づく整備を基本としており、バリアフリーより一歩進んだ障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、だれもが使いやすく最初から配慮し、計画設計するユニバーサルデザインを基準とした施設整備が求められています。本市としてもこの基準に準じて施行してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の高齢者、障害者への新たな施策はについて申し上げます。本年9月、高齢者と

障害者が同居する名寄市初の共生型グループホームが開設されました。障害者4人と高齢者2人が互いに助け合って生活するという新しい形態に加え、地域に開放するスペースを確保し、交流の場となるサロンの役割を果たす施設であることから、今後その利用と効果に期待するところです。また、中心街に高齢者や障害を持った方たちと健常者の方たちが自由に交流できるサロンの民間による設置構想も聞かれているところであり、障害者が自立できるための就労活動とあわせて支援をしてみたいと考えております。

なお、現在厚生労働省では、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会を設置し、障害者自立支援法にかわる(仮称)障害者総合福祉法案を平成25年8月施行をめどに審議しております。この法律により現サービスの内容が大きく変わることも予想されることから、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の交通弱者対策について申し上げます。高齢者と障害者に共通したサービスは、寝たきりなど一般の交通機関を利用することが困難な方が市内での通院等の際、リフト車によって無料で輸送のサービスを行っております。重度障害者の方には、ハイヤー料金の一部、基本料金分を助成しており、平成22年度では交付者425人に対して9,307万円のチケット利用されています。1人平均22万円の使用で、下肢障害者や内部障害の方に多く利用されています。また、障害者にはJRなど各公共交通機関で割り引き制度が実施されております。デマンド交通につきましては、下多寄線の廃止に伴い小型乗り合い車両によるデマンド運行として、国土交通省の補助事業メニューを活用し、デマンド運行を平成26年3月31日までの実施を予定しておりますが、その後も運行内容などを見直し、継続する予定で検討しております。今後の対策といたしましては、名寄市地域公共交通総合連携計画により実施することとしており、その内容につきましては市内循環

バスの再編、名寄駅前バスターミナルの整備、待合施設の建設、JRの乗り継ぎと市内バス路線の再編、デマンド型交通の導入、スクールバスとの連携、有効活用などが挙げられております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目3、廃棄物処理の現状と課題についてお答えいたします。

小項目1、最終処分場の現状と課題についてありますが、最終処分場における平成20年度から平成22年度の3年間における埋め立てごみの年間平均搬入量は、内淵処分場で5,530トン、風連処分場で440トン、合わせて5,970トンとなっており、ほぼ横ばいの状態となっております。最終処分場の使用見通しにつきましては、今年度内淵処分場の残余容量調査を実施をしました。現在の残余容量は3万7,000立方メートルで、覆土を含め埋め立てごみ搬入量がこのままの推移で平成28年度まで使用できるとの調査報告を受けております。また、風連処分場も現在の埋め立て状況から同じく平成28年度まで使用できるものと考えております。また、これまでも課題とされておりますが、搬入される埋め立てごみの中にはいまだ資源ごみ、生ごみの混入が見受けられますことから、内淵処分場において環境衛生推進員と職員による分別指導を今年度延べ11日間行ってまいりました。さらには、事業所訪問も行って調査、指導を実施をしておりますが、今後とも市民、事業所に対する指導、啓発を行い、分別に対する理解と認識を深め、適正なごみの排出、減量化に取り組んでまいります。

なお、平成29年度以降の最終処分場につきましては、広域処理を含め現在名寄市を含む4市町村との担当で協議を進めております。

次に、小項目2、炭化センターの現状と課題についてありますが、平成22年度の名寄市の炭化ごみの搬入量は3,388トンで、搬入量全体の

88.5%となっており、搬入量は前年度比1.3%の減となっております。下川町、美深町を含めた年間の処理量は3,963トンとなり、前年度比1.5%の減となっております。搬入される炭化ごみの中に炭化処理することができない鉄、缶、針金などの異物が平成22年度実績で12.4トンありました。こうした異物は、炭化処理する前に大半を取り除いておりますが、炭化処理後においても3.6トンの磁性物が出ております。こうした異物の混入は、処理工程において機械類を破損させるなど悪影響を及ぼします。異物の混入は、ここ数年12トンほどとほぼ横ばいではありますが、大型の金属異物の混入は当初に比べ減少しております。また、もう一つの課題として搬入される生ごみの含水率があります。含水率は、現在も50%を超えておりますが、含水率を低く抑えることが炭化効率の向上や燃料の消費量削減につながります。今後とも炭化ごみを出すときは、異物の混入がないよう、また生ごみを出すときは水を切る、乾燥させるなど市民や事業所などに対し一層の御理解と御協力をお願いしてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、通学路にかかわっての安全対策であります。先ほど答弁の中では今冬西小においては東側の道路の除雪の問題、あるいはパトロールの強化等々含めてということでありました。ただ、全般的に言えることは、教育委員会としてどのように冬期の通学路対策を進めているかというのが一番気になるところでありまして、先ほど質問をしました車道の狭いところで、あるいは歩道のないところ、そういうところの対策が一番私は重要でないかというふうに思っています。といいますのは、冬期間特に雪山ができるわけでありまして、子供の逃げ場がないわけでありまして、そういう対策をどうしていくかというのが一番重要なか

ぎだというふうに私は思っています、何年前かにポケットをつくってはという、そういうことも話したことがありますけれども、そんな中身について教育委員会として、あるいはかかわる建設水道部のところでの対応がどのようになっているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ただいま再質問をいただいた件でございますけれども、教育委員会及び建設水道部との部分では、秋口には建設水道部の主催でその年の冬にどのようにして除雪を行うかという除雪の会議がございますので、その会議に教育委員会として参加をして個別事案についての協議を行っている部分がございます。それが1点です。あともう一つは、主にこれことはこれからでございますけれども、各学校から、特にPTAのほうから学校のさまざまな部分についての独自の要望がございます。この中で特に冬期の除雪についての要望、個別の部分が出てきますので、これらにつきましてもそれぞれの箇所につきまして建設水道部と個別の協議を行っているというのが建設水道部と教育委員会との協議の基本でございます。あともう一つは、これは市民部の環境生活課の所管になりますけれども、年に何回か安全安心円卓会議、これは冬期だけではなくて四季を通じてのいろいろな安全対策の部分ですけれども、これにつきましても各学校の安全安心会議と、それから関係部署、教育委員会も含めた関係部署も来て協議をしているという部分でございます。

個別の事例につきましても、特に今議員のほうから御指摘のありました狭隘部分で線的に避難場所がないというところについてのポケット的な避難場所の設置というのは大変有効な案ではございますが、そのポケット部分の土地所有者の関係であるとか、そういった部分についてはかなり個別協議が必要となってくると思いますので、いずれにしても学校周辺のパトロール、それから現

地を見る中で対応していくというのが基本かと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 今ポケットつくるのはかなり厳しいという答弁でありましたけれども、その前段にPTAからこれから要望があるというふうに話ございましたけれども、もう一つ、各校区内における安全安心会議が設置をされておまして、そこでの要望なんかについてあるかどうか私も承知をしておりますが、もしあるとしたらそこのかわりについてどのような中身になっているのかお聞かせを願いたいというふうに思いますし、冬期の問題からちょっと離れさせてもらうと、決算委員会でも若干話をさせていただきましたが、歩道の改修の問題、あるいは街路灯の増設や改修の問題も含めてあるというふうに私は思っています。特に秋口になってくると暗くなって、中学生や何かクラブ活動から帰ってくると暗いという、そういう場所もかなりありますから、これは次年度に向けての中身になりますけれども、道路の改良あるいは街路灯の設置の問題を含めてこれ建設水道部、あるいは教育部からどうそれぞれ建設水道部に要請や何かも含めてお願いをしているのかについてもお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 各学校にございます安全安心会議からの要望をどのように教育委員会として吸い取っているのかということでございますが、先ほどもお話しいたしましたけれども、これから要望のある各学校PTAからの要望の中でそれぞれPTAの方に安心安全会議に入っている方もいらっしゃいますので、その方からの要望が一定程度集約をされて要望として上がってくるのではないかなと考えております。また、各街路灯、照明灯も含めた部分もその中で要望が上がってきておりますので、それらを集約する中で四季を通

じた子供たちの安全対策については、それをもとにして建設水道部と個別の協議をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 歩道の改良あるいは街路灯の新設、増設の扱いについては、お金の予算の問題もありますから、次年度でどうなるかというのは、それは求めておきたいというふうに思いますが、実はなぜ私が安全安心会議の話をしたかといいますと、2日ほど前に安全安心会議の中で話されたことがどうも理事者側の答弁に理解を得られないという話がありました。ここは、狭隘な場所で横断歩道がなくて、片側にも歩道がないというところが実は豊西小学校の中に何カ所かあるのでありますが、そこに横断歩道をつけてほしいという要望をしたそうでありましたが、それが条件的にできないということで、それではどういうふうにするかということをお考えしているようですが、そういう問題についてきちっとやはり行政として説明をするというか、文書だけでなくなぜそこにできないのか、あるいはそれができないとしたら、横断歩道がつかれないとしたら、どういうことが一番有効なのか、先ほど部長のほうから答弁ありましたが、スクールゾーンの設定だとか、あるいはスピード制限だったり、そういうことも提案をしながら地域に理解を求めていくということも私は重要だというふうに思っていますけれども、そういう考えがあるのかどうかについてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名寄市街地の学校周辺の部分につきまして、特に狭い、または横断歩道を物理的に設置ができないという箇所につきましての事例につきまして、これにつきましてはまず現地を見させていただいて個別に調査研究をさせていただくというのが基本かと思っております。ただ、物理的に道路幅等の関係でそういった拡張

等の余地がないような部分であれば、次善の策としてどういった方法があるのかということ、特に交通規制の部分につきましては警察、公安委員会等との次の協議もあろうかと思っておりますので、その辺建設水道部等の指導を得ながら、個別協議に臨む部分が出てくるのではないかと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 通学路の問題、最後にちょっとお聞きをしたいのでありますが、先ほど部長のほうから安全マップによる危険箇所の問題ということで話がありましたけれども、この安全マップ、冬期も含めた安全マップになっているのか。先ほど私が一番初めに質問の中で、特に北海道、道北は6カ月が冬だと。夏期間だけが安全マップ作成ということにはならないというふうに私は思っているものですから、ちょっと安全マップの作成の仕方について、夏期、冬期含めて作成されているのかどうかについてお聞かせ願います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 各学校で作成しております安全マップにつきましては、1つは学校のほうには危機管理マニュアルというものがございまして。道教委の指導もございまして、いろんな場面に想定される中でそういったものをつくりなさいと。その一環として安全マップはございまして。現在各学校でつくっている安全マップの基本となるのは、名寄警察署が出している市街地の交通事故危険マップなんかを参考にしておりますが、このマップには警察署のほうは冬になると吹雪の注意であるとか、冬期間のスリップ事故を注意しなさいというようなことも出ておりますが、議員御指摘のように各学校でつくっている安全マップにつきましては、今私どものほうで押さえているのは冬の部分もあるのは西小学校、それから豊西小学校、それから風連中央小学校と一部の学校に限定されているところであります。ほかの学校につきましては、すべて夏の部分についてはござい

ますけれども、特に冬の部分につきましては屋根からの落雪が予想されるような箇所であるとか、御指摘の見通しの悪い、雪が堆積されることによって見通しが悪くなる箇所とか、その他滑りやすいとかの危険箇所の周知というのも必要と思われまますので、冬期の安全マップを整備していない学校につきましては今後校長会、教頭会で作成するように指導していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) そのように求めておきたいというふうに思ひます。

次に、高齢者、障害者の扱いについてであります。施策についてであります。11月末で8,210名ほどの方がいて、要介護の扱いも1,300以上いるという中身になっていました。シルバーハウジングの扱いも今年民間でできないから、次年度以降ということですか。来年、再来年度からということなのですが、住宅マスタープランの中で考えたいということですが、実はちょっと話をさせてもらいますと、私の町内でこの3カ月で独居老人が4人ほど名寄から転出をされました。3人とも元気な方でありましたが、1人は旭川のケアハウスというのですか、施設に入られたと。あとの2人は子供のところへ行つたという状況で、もう一人は名寄の施設に入ったわけですが、実はひとり暮らしで元気なのに施設に入るという方が最近多くなつていふように私は思ひつていふのです。それも普通の施設というか、特養みたいなどころではなくて、そういうケアハウスのようなところが非常にふえていふと。名寄でもできましたけれども、余数が少ないという状況で非常に入りづらいつという中身になっていまして、現状介護者の扱いについては老老介護だったり、それぞれ在宅介護の中でいろいろ苦勞されておひますけれども、しかしある程度元気な方、要介護になっていふ方の方策含めて、高齢者の方策含めてどうも私はおくれつていふような気がしていふ

けです。介護施設についても確かに施設をたくさんつければつくるだけ保険料も上がるという、そういうことも一方ではありますけれども、結果として名寄の待機者は120ほど待機者いふわけです、介護度は別にして。そういう扱ひからすると、もう少し介護の施設も含めて、あるいはケアハウスの設置も含めて市として民間におひ願ひをするなら民間におひ願ひをする。そういう建設のありようというか、計画などについて行政としてもしあつたとしたら、どのような方法で行政として手助けをしていふのかについて、あればお聞かせを願ひたいというふうに思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今議員言われましたとおひ、高齢者の単身世帯というのは昨日の答弁にお話させていふいただきましたように非常にふえていふのが実態であります。国勢調査の数字でお話させていふいただきますと、平成12年度は987世帯、17年度は1,204世帯、22年度は1,426世帯というつことで、この10年間にわたつても非常に高い。人口の高齢化率よりも単身、独身での世帯がふえていふのが実態であります。これは、名寄ばかりでなく全国規模のデータだつという、同じ傾向だつとは認識してごひいます。今議員言われつように、名寄市におひましつては高齢者に向けて特養180床をそれぞれ事業団で運営をしていふたいていふ経緯がごひいます。それ以外に各福祉施設を含めて民間の活れによつて、ことしも10月1日に2つの施設をオープンをしていふたいていふところあります。議員言われつように、120人の待機者というお話でごひいますけれども、国の考え方でいふますと120人の中にはそれぞれ現在も地方に入つていふ。施設に入つていふ、名寄に來たいと。または、在宅でもされていふだとか、将来的にといふような、そういう希望も含めて120という人数で私のほうは把握させていふたいていふおります。国におひいては、これの約1割から2割程度が実態に合つてい

る数字ではないかという見解が示されているところでもあります。しかしながら、この部分で市が行政が直接施設を運営する、建てていくということになりますと、今審議をしております介護保険料のほうに反映するというところでございます。名寄市におきましては、現在180床の特別養護老人ホームの部分を実を充実をして委託運営をさせていただいていると認識してございますので、他の福祉施設につきましてはやはり民間活力の中でお願いをさせていただきたいと思っております。ただ、答弁の中でもお話しさせていただきまして、小規模多機能型につきましては行政側といたしましても4期の計画書にのせさせていただきましても、残念ながら運営上民間からはなかなかできないという、そういう結論に至り、実施ができなかったという経過もございまして、そういう部分につきましては、やはりこの地方では残念ながらなかなか地域に合った施設ではないのかなと思っております。ところでありますが、今後につきましても名寄におきまして高齢者につきましては他市における福祉施設に行っているというのが実態であります。特に今回の介護保険料に関しましては、他市に行った、施設に行った人が非常に多く、その部分の保険料に反映する部分が金額的にも影響しているというのが実態でございまして、基本的には介護保険に皆さんの負担が大きくなる範囲の中で、施設の建設等については民間活力で援助、補助の部分、国の導入の部分を含めて推進させていただければと考えております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 理解をしましたということにはなりません、今後の民間へのそういった施策も強く求めておきたいというふうに思っています。

次に、交通弱者の問題で、確かに下多寄の扱い、デマンド交通の試験運行から始まってあります。それは、確かに郊外の扱いも含めて全面的にそれ

が進んでいるということではなくて、下多寄中心にということですのでけれども、私は町中の交通弱者がふえているのかなというふうには実は思っています。先ほど答弁の中で、障害者あるいは高齢者の病院の扱いについてはそれぞれ交通券等々出して補助しているわけでありましてけれども、実は近年高齢になって車を手放す、あるいは免許証を更新しないで返納する、そういう方がふえてきておまして、これは福祉に直接かかわるかどうかなというの私も疑問なところでありまして、中身的に買い物に行く方が高齢なものですから、どうしてもハイヤーを使うというようなこともあるわけですね。そういうところの問題も一方でハイヤー券出せとまでは言いませんけれども、実は何人かの方からこういう話を聞かされました。ハイヤーいつも使って買い物行っているのだけれども、あそこに橋があったらすごく近くていいのですよねと、お金も少なく済むという話が実はありました。それは、建設にもかかわるのですが、建設は来年まで調査をして再来年からということ、廃止も含めてということでありましてけれども、西6条の南12丁目に豊栄川ありますけれども、あそこに車の通れる橋をかけるとイオンショッピングセンター直通ですと。真っすぐ行けますと。すぐ近くですと。ひょっとすると年寄りでも歩いてでも行けると、帰りの買い物は大変ですけども。これがどのぐらいの方が使うかは別にして、そういう高齢者対策の一環としてできないのかどうか、そういうことも実は数名の方に求められておまして、できないならできないでそれは結構なのですが、私は求められた以上行政にきちっとその答弁を聞きたいなというふうに思っています。そんなことで、これは建設もかわりますけれども、福祉の考え方として御答弁を願いたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今議員お話しいただいた橋は、多分みなみっこ橋ではないかと思っております。市では、現在コンパクトなまちづくりを



進めているところでありまして、既成事実としましてやはり大型店が徳田に進出をしたというのが事実で、否めないところであります。麻生地区と徳田地区を結ぶ唯一の橋ということでもありますけれども、これにつきましては教育委員会で行っておりますが、南小学校の通学用としてのかけ橋ということで聞いているところでもあります。幅員が狭いということで、これを動線を確保して歩道を広げていくということになりますと、現在の交通の流れとしましては逆効果というよりも危険性が伴うのではないかという認識を建設水道部と協議をさせていただいた経過がございます。高齢者の買い物部分につきましては、大型店のバスが運行されているということもございまして、やはり17線道路、国道40号線、あわせて8号道路の整備された幹線道路がメインということで、動線ということでして考えさせていただいておりますので、今後につきましてはこれらの状況も含めて見させていただき、検討させていただければと考えております。

以上です

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 私の質問のまずさなのかどうかわかりませんが、今南小の子供たち、児童の通学路になっている。あの橋の南側、南小学校の東側の道路、あそこはたしか西6条通だと思いましたが、今部長が言われたのは西7条通でないですか。というふうに私は思っていますが、間違っていたら訂正をいたしますが、南小学校の東側の通りにかければイオン真っすぐということですから、答弁された中身はわからないわけではありませんが、場所の中身について私が勘違いをしているとしたら申しわけありませんが、恐らく答弁の中身は勘違いの中身だと思いますので、再答弁あればお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 議員が言われ

ているのは、多分徳田の広島線というか、徳田1号線のことだと思うのですが、基本的には今三谷部長が答えたように橋はあそこのみなみっこ橋1本でという考え方を持っています。というのは、広島線もあそこに橋をかけるというのは、今もう河川改修ができ上がって、橋をかけるとなると相当高い位置に橋をかけることになります。そうすると、16線の道路が埋まってしまうような状況で、16線をとめなければならぬと。それのすりつけは非常に困難だと。今のみなみっこ橋でも非常に高い位置についています。それを今の国道ぐらいの高さまで上げなければならぬということは、16線橋の寸断を考えなければならぬということも含めてそこにかけることは非常に困難だというふうに思っています。したがって、1区、麻生区の高齢者の買い物の方はできるだけ歩かか自転車と。あと、以外の方は今三谷部長が答弁したように8号ないしは大通を車で通っていただく。あるいは、大型店のほうでもバスのほうで誘導させていただいていますから、それを利用していただくということを考えていますので、御理解いただきたいと思っています。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 野間井建設水道部長から答弁をいただいたらそうなるなと私は思っていましたけれども、福祉サイドからどう考えるかというふうに尋ねたわけでありまして、そちらから出てくるとは夢にも思いませんで、野間井建設水道部長の言っているのも理解をしないわけではありませんが、そういう市民の声もあるということだけは私は伝えておきたいというふうに思っております。

次に、廃棄物の扱いであります。最終処分場の扱いについては途中でローリングしながら最終処分場、もう年数、当初の年数たしか22年3月でしたか、までということで、年々延ばしてきてと言ったら怒られますが、延びてきて28年度までと。非常にいいことだというふうに思っていま

すが、まだまだ先ほど部長が言われたように資源ごみが入っている。ただ、覆土も早いし、カラスも若干、そんなにそんなにいないということではあそこもよくなったなというふうには思いますけれども、それぞれ最終処分場の延命ももう少し資源ごみをなくして延命を図ったほうがもう一つ処分場をつくるのにまた何十億円もかかるわけがありますから、そういうことも市民全体でやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思っていますので、そういう市民への働きかけを多くしてもらえればというふうに思っています。

あと、炭化センターの状況です。中身的に名寄市の処理量というのは3,300トン程度の名寄だけの処理になっていて、処理費もそれなりにかかっていると。ただ、水分が多いというふうに確かに言われまして、ここ三、四年の水分量を見ますと50%切っていないのです。19年12月だけが48%ちょっとで、その燃料は水分を飛ばすのに燃料をたいているようなものだというふうに私は思っています。一般財源から、財政から組み入れていて、非常に燃料の高騰した時期もありましたけれども、私ちょっと見ていて初めびっくりしたのは処理量と処理費用が比例をしていないと。いわば処理量が減っても費用は減っていないのです。なぜかとよくよく見ましたら、水分なのです。これは、先ほど部長のほうから水分減らしてもらおうということでそれぞれ市民にも求めているというふうに言われましたけれども、この扱い、衛生施設事務組合でやることも重要ですが、行政としてどれだけやっぱり水分を下げて費用を落とすのかということが重要だと私は思うのです。そのことによって、ただ単に水を燃やすことによって税金をそこに結び込むわけですから、水を減らすこと、水分を減らすことによって名寄だけでなく各下川や美深もその費用が減っていくわけですから、そういう意味でいくともう少し水分を下げる対策というのは必要だというふうに私は思っていますが、そのことについて今後どのような

対策で進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 今御指摘ありましたとおり、水分量が実は炭化センターのほうでも大変重要な問題になっております。ちなみに、乾燥を含めて炭化センターのほうで年間使用する燃料が平成22年度実績で54万キロリットルありまして、最近燃料の高騰もございまして、費用も年間4,000万円を超えるような状況にもなっております。こういった維持管理上大変大きな問題ともなっておりますし、いわゆる炭化を進めていく効率も含めて水分がやはり重要なポイントになってくるだろうと思います。これまで水分量を含めて異物の混入等さまざまな問題もありましたので、平成21年度に発行しておりますごみの分別ガイドブック、こういったものも市民の皆さんにも配布をしております、ごみの適正な処理、もしくは排出についてお願いをしているところであります。あわせて、炭化ごみの大半を占める、いわゆる生ごみの扱いにつきましてはできるだけ減量化を進めるということで、段ボールのコンポストの利用でありますとか、それから廃食用油のリサイクル等の減量化も含めて対策は打っているところであります、ただ実際のところ水分量の扱いにつきましてはちょっとわかりにくいという部分もありまして、なかなか家庭で十分乾燥させるだけの時間もとれないという、そんな状況もありまして、水分量そのものについては余り取り組みが進んでいないなという感じは正直持っております。ただ、異物も含めて生ごみを適正に処理をするというようなことは、炭化センター以前にまさにごみのいわゆる処理に当たる大変重要なポイントというふうにも認識をしております、これまで学校でありますとか各団体、それから事業所への訪問等も含めて、特に事業所関係についてはやはりごみの量も多いということもありまして、水分量の扱いにつきましては十分お願いをしてきてい

るところでありますけれども、まさにお願いをし  
て啓蒙を図るということに尽きるかと思ひます。  
いろんな機会とらえて、これからもしっかり取り  
組んでまいりたいと思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 炭化センターの処理の  
扱いについては、聞くところによると事業系のご  
みに結構水分多いというふうに聞いているのです。  
そうはいっても啓蒙しても簡単に減らないという  
状況だというふうにも聞いていますけれども、き  
ちっと水分を10%下げると燃料費がどのぐらい  
下がるのか、そんな計算もしながら、市民に啓蒙  
するという必要だというふうに私は思ってい  
ますので、年間4,000トンの処理ですから、  
水分でいくとかなりの量になると思ひますが、そ  
ういうこともきちっとやるということも重要だ  
と思ひますので、この表でいきますとキロベースの  
処理量、個人負担の処理量も額も出ていますけれ  
ども、そういうことも出しながら、市民啓蒙、啓  
発に努めてもらいたいというふうに思っています。

最後になりますが、1つ戻って福祉のところ  
でどうしようか悩みながら次にはしよっていった  
わけではありますが、私の次の川村議員も恐らく同  
じことをやることになっているようでありまして、  
9月には高橋伸典議員も発言をされていました。  
福祉灯油の扱いについて、三谷部長なくてよかつ  
たかなみたいな顔していますが、私の調べでは平  
成19年、20年、たしか2年間やったと思うの  
ですが、130円台、灯油が高騰したというふう  
に私記憶をしているのであります。11月末に  
実はこういう報道がありました。道内で福祉灯油  
について150自治体がしているというふうに報  
道されまして、あるまちでは年間使用の15%を  
補助しているという、そういう中身もありまして、  
これはすごいなというふうに思ひました。現状今  
名寄の灯油の値段が店頭渡しと配送と値段が違  
いますけれども、大体6円かそこら違うのだと思  
ひますが、リッター80円後半から九十三、四円ま

での差があるのであります。そういうふうにな  
らなくて、過日行きましたらちよつ  
と当面は上がりそうな雰囲気はないですけれど、  
このままの推移ではいけないでしょうという話  
が実はありまして、ことしはいきなり18度を超  
えて2日も3日もあつたり、昨年よりも2週間も  
早く雪が積もってしまうという状況で、灯油の消  
費量もかなりきついであります。この福祉灯油  
の扱いについて庁内として議論をしたことがある  
のかどうか、またその議論があつたとしたらど  
のような中身になつたのか、お聞かせ願ひたい  
と思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今議員御質問  
の福祉灯油につきましては、現在までいろんな議  
員から御質問いただいた経緯がございます。現在  
議員お話しのとおり93円という認識をさせてい  
ただいておりますし、名寄の上川北部石油業協同組  
合の情報によりますと先週50銭ばかり値上げを  
したという情報をいただいておりますけれども、  
これは市販の部分では反映はしないということで、  
年内の動向としてこの推移がそのままいくの  
ではないかと。しかし、年明けの動向はわから  
ないということで、しかしながら灯油の供給に  
つきましては心配ないという情報をいただい  
ております。庁内でも皆さんの議員からの御  
質問のたびに庁内で検討させていただいてお  
ります。現在の部分で93円、一昨年、1年前  
と比べますと約16%ほど値上がりしてござ  
いますけれども、ことしの年内の推移を見  
ますと夏場から見ますと逆に五、六円下  
がってきていると。そして、今の状況が年  
内続くという状況でございますので、平成  
19年、20年の状況のように138円、  
140円という動向にはならないと推測  
しておりますけれども、これはまだわか  
りませんので、今後も価格の動向に注  
視をしながら検討してまいりたいと思  
ひます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 福祉灯油の扱いについては、この後の川村議員に任せて、これで私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時19分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

第5期介護保険事業計画について外3件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、第5期介護保険事業計画について伺いをいたします。2004年、介護の社会化、みんなで支える老後の安心を合い言葉に介護保険制度が始まりました。施行後10年を経た介護保険制度は、保険あって介護なしの言葉に象徴されるように高過ぎる保険料、利用料の負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が噴出しています。ことし6月22日、介護保険法等改正法が公布されました。国民にその内容がほとんど知らされないまま、来年4月施行に向けて厚労省の社会保障審議会介護給付費分科会での介護報酬基準改定の議論を中心に検討が行われ、各自治体では来年度から3年間の第5期介護保険事業計画の策定が進められているところです。今回の改正介護保険法は、説明では高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるとありますが、決して期待できるものとはなっていません。

そこで、名寄市の第5期介護保険事業計画に向けての考えをお聞きをいたします。1つ目に、介

護予防・日常生活支援総合事業についてお聞きします。今回の改定により、市町村は介護予防・日常生活支援総合事業を創設することができることとなります。総合事業は、要支援1、2と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと配食、見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支給するとされています。総合事業を実施する市町村は、要支援者について従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人一人について判断することになります。問題点として、1つに総合事業が全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなく、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金設定もすべて市町村任せになるということで、市町村に丸投げと言わなければなりません。2つ目に利用者の意に反してそれまで利用していた介護サービスを取り上げられる可能性があるということ、第3に総合事業を行う地域支援事業はその事業費が介護給付費の3%以内と制限されていることなどが挙げられています。さらに、介護職員の医療行為の容認です。現在は、医療行為として医師、看護師等にしか認められないたん吸引などを介護職員が行えることとなります。介護現場での看護職員不足を解消するどころか、安上がりの介護職員に医療的ケアを代行させようとするものです。道内でも導入しないとしている自治体もあるようですが、名寄市の対応についてお聞かせをいただきたいと思えます。

2つ目に、介護保険料について伺います。厚労省は、全国平均月4,160円から5,200円程度となる試算がされています。今回の法改正で都道府県の財政安定化基金を取り崩す規定を設けました。市町村の介護給付費準備基金の取り崩しとあわせて保険料の上昇を抑えるとしています。名寄市では、第4期の保険料を据え置きとしてきたところですが、来年度からの保険料がどのくらいになるのかとの不安の声が多く聞かれているところであり、第5期の保険料についてお考えをお

聞かせたいと思います。

大きな項目2つ目、人権尊重と男女共同参画社会の形成についてお聞きいたします。1つ、男女共同参画推進計画の進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思います。基本目標Iの男女共同参画社会の実現に向けた意識改革については、広報による啓発が行われ、図書館においても男女共同参画に関する図書資料の充実に取り組まれています。ことし男女雇用機会均等法が施行されて25年、今非正規労働者の7割が女性と言われていています。年収200万円以下のワーキングプアと言われる方々が1,000万人を超えました。その8割が女性だと言われていています。男女の賃金格差、全国的に施行時では59.7でしたけれども、2010年では69.3とまだまだ差が縮まりません。女性の労働力率、男女格差指数でいうと世界的に135カ国中98位という低さになっています。そこで、男女が働きやすい環境づくりの推進において名寄市の女性の雇用状況についてお知らせをいただきたいと思います。

2つ目に、教育現場での人権尊重教育の取り組みについて伺います。いじめによる自殺、虐待により命を奪われるなど、子供たちの痛ましいニュースが絶えません。それぞれの人格を尊重し合い、だれもが尊重される社会を築いていくことが望めます。そのために家庭や学校において人権意識がはぐくまれることが必要になっていると思います。人権とは人間の尊厳についての法的表現がありますが、人間の尊厳とはまず固有の生命権、生存、発達の確保、子どもの権利条約第6条で規定されています。これを前提にしてプライバシーの保障やアイデンティティーの保全、自己決定、選択の尊重という3つの柱で構成されているところです。人間として譲ることのできない内容として、生命権、生存、発達の確保を人権の前提条件と考えることが必要と言われます。教育現場での人権尊重教育の取り組みについてお知らせをいただきたいと思います。

大きな項目3つ目、観光振興について伺います。1つ、市民参加の観光振興についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。加藤市長を先頭に全国に名寄市のよさを発信され、交流人口の増に向けて積極的に取り組まれているところではありますが、身近なところの発信も必要ではないでしょうか。市民の皆さんとともに、進展問題を初め自然や農畜産物などの名寄のよさを十分に体感し、アピールして交流人口の拡大に貢献できるよう積極的な取り組みが望まれるところでもあります。市内児童の参加による小惑星発見プロジェクトに見られるように、市民参加で発信できる観光振興が望まれるところですが、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目に、名寄大学活用の観光振興について伺います。小さなまちの4年制大学として、社会福祉、看護、栄養、短大の児童科と全国各地から優秀な学生が集まっています。こうした学生さんたちに名寄大学とともに名寄市PRのために力をかしていただくことも必要ではないかと思えます。入学式や卒業式には、御家族そろって参加される学生がふえています。また、オープンキャンパスなどの機会を逃さずに大学とともに名寄のよさを知らせることが望めます。積極的な取り組みを望むところです。さらに、ホームページについても学生さんたちのアイデアなどを取り入れるなどの工夫も必要ではないでしょうか。お考えをお知らせをいただきたいと思います。

大きな項目4つ目、福祉灯油について伺います。寒さが厳しくなる中で、ヨーロッパに端を発した経済不安や円高などによって石油類の値段の動向が気になるところであります。12月に入って灯油の値段が昨年と同月と比べると13円近く高くなっています。例えば1カ月200リットル使うとして、昨年から2,600円もの負担増になります。景気低迷が続く中、収入はふえず、社会保障費など負担ばかりがふえています。追い打ちをかけるように灯油の値上がりです。福祉灯油の実施

の考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 議員からは、大項目4点にわたり御質問をいただきました。私のほうからは、大項目1と4、大項目2のうち小項目1は総務部長から、小項目2は教育部長から、大項目の3のうち小項目1は営業戦略室長から、小項目2は大学事務局長からの答弁とさせていただきます。

大項目1の第5期介護保険事業計画についての小項目1、介護予防・日常生活支援総合事業について申し上げます。介護保険制度の充実により、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるために、本年6月、介護保険法の一部が改正されました。主な改正内容につきましては、医療との連携強化では介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施、介護サービスの充実強化では24時間対応の定期巡回、随時対応サービス創設では在宅サービス強化、見守り、配食など多用な生活支援サービスの確保などが挙げられております。介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、市町村の判断により地域の実情において多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者、2次予防事業の対象者に対して介護予防や配食、見守りなどの生活支援サービス等を総合的に提供し、要介護認定において要支援と認定された方が身体機能の向上により更新、認定において自立と認定された高齢者に対し、切れ目ない総合的なサービスを行う事業です。名寄市におきましては、自立と判断された高齢者に対して名寄市高齢者自立支援事業条例に基づき、介護保険特別会計の地域支援事業において自立支援ヘルパー派遣事業、自立支援デイサービス事業、自立支援ショートステイ事業、配食サー

ビス事業など既に取り組んでおります。要支援者自立支援に対して切れ目のないサービスを提供しているところであります。

現時点での道内の35市の状況を見ますと、詳細な事業内容が明らかになっていないため、現時点では実施しないが10市、検討中が25市となっている状況にあります。今後国は、年度末までに総合事業の実施に当たって参考となる手引を示すとしており、本市としましてはこの手引を参考にどのような事業を行うことができるかを検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の介護保険料について申し上げます。第5期介護保険料につきましては、高齢化の進展や高齢者の中でも特に要介護リスクの高い後期高齢者の増加により第5期の介護保険料は大幅な上昇が見込まれております。国における介護報酬改定の内容にもよりますが、国では全国平均の保険料を5,080円から5,180円と推計しており、これは現在の全国平均の保険料4,160円と比較して22%から25%の大幅な上昇に当たるものであります。国は、今回の介護保険制度の改正によって都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の負担軽減のため市町村に交付されることとなりました。金額の確定については、今後決定される予定ではありますが、本市への交付暫定額は約2,300万円との通知がありました。介護給付費準備基金の取り崩しにつきましては、計画期間内に必要となる保険料を各計画期間における保険料で賄うことが原則で、介護給付費準備基金は次期計画期間に取り崩し、保険料の上昇抑制に充てることとなっております。また、介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のため、これまで以上に被保険者の方の負担能力に応じた保険料を賦課する必要から、社会保障・税一体改革においては介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化の方向性が示されており、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料

負担段階の多段階設定について現在検討しているところであり、第4期介護保険料は、第3期介護保険料の月額3,667円、年額4万4,000円が据え置きとなっておりますので、第5期介護保険料については多段階設定及び準備基金の取り崩し額により異なりますが、現在の6段階で北海道からの財政安定化基金の交付暫定額約2,300万円を充て、介護給付費準備基金を取り崩さない場合で試算しますと現在の月額3,667円の2割程度の増額が見込まれます。準備基金の取り崩し額によっては大きく保険料が変動いたしますので、今後名寄市保健医療福祉推進協議会において介護給付費準備基金の取り崩しの額などについて諮ってまいりたいと考えております。

次に、大項目4の福祉灯油について申し上げます。ことしに入り高どまりで推移しておりました灯油価格も欧州の債務問題により世界経済の低迷により原油価格が一時下落し、値下がり傾向にありましたが、10月中旬以降再び原油価格が上昇し、円高にかかわらず国内石油製品卸価格も上昇傾向にあります。当市においては、厳しい生活環境にある世帯の生活条件の改善と生活意欲の助長を図ることを目的に冬期間の緊急措置として暖房用灯油の一部支援を行ってきました。近年では、平成19年度に192世帯に対し約143万円、20年度には214世帯に対し約107万円と2カ年支援を行いました。現在の名寄市内の価格は、1リットル当たり93円前後で、5月上旬の約99円と比較しますと6円程度下がっておりますが、10月中旬の約89円からやや上昇傾向にあります。また、昨年同時期の価格は約80円となっておりますので、1リットル当たり13円ほど上昇しており、高値安定の状態推移している状況にあります。11月11日に開催されました平成23年度北海道地方灯油懇談会では、灯油の安定供給に支障がないこと、名寄地方の上川北部石油業協同組合では今後短期間ではありますが、原油価格の安定が期待できるものの、年明け以降につい

ては予測が難しい状況にあるとの情報を得ておりますので、今後もさらに価格の推移に注視してまいりたいと考えております。

道内35市の状況では、支援を行っていないのが8市、要綱等により支援を行っているのが9市、名寄市と同様に支援が必要と認めたときにその時勢に合った実施要綱を策定して実施する方法をとっているのが18市となっております。27市の支援内容は、灯油券が3市、現金が24市となり、その支援額は1世帯当たり3,000円から1万円の範囲で支給され、5,000円が4割に当たる10市となっており、実施の内容はさまざま、価格の見通しと気候、また道内各自治体の動向を勘案しての実施となっております。全国的に省エネの機運が高まり、重ね着することや暖房グッズの購入など個々の寒さ対策が強まる傾向にありますが、快適な冬の暮らしに必要な灯油価格上昇は市民生活に少なからず影響を及ぼしますので、急激な価格変動が予測された場合には北海道や道内他市の対応状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 私のほうからは、大きな項目2点目の人権尊重と男女共同参画社会の形成についての小項目1、男女共同参画推進計画の進捗状況についてお答えをします。

平成20年3月に策定をしました名寄市男女共同参画推進計画に基づきまして、市民で組織をすする名寄市男女共同参画推進委員会を設置しまして計画の推進に努めているところであります。進捗状況ということでございますが、基本目標でもあります男女共同参画社会の実現に向けた意識改革、家庭、地域、職場における男女共同参画の促進、健康づくりと福祉の充実の3つの柱に沿いまして、市ホームページや広報紙を活用した啓発活動や講演会、研修会を通じた意識づくりを行いながら、ワーキンググループ及び推進委員会において98

項目の事務事業評価を実施をし、平成22年度のまとめを行っている状況でございます。東日本大震災以降、関連倒産など不況が続く中、名寄市の農業、営業、給与のいずれか収入のある者を働いている者として抽出したところ、1万6,958人中7,390人、43.6%が女性で、そのうち給与収入130万円未満の4,150人、56.2%がパート従業員だと思われませんが、正職員化の啓発は行っておりますが、各個人でさまざまな状況もあり、各企業、事業所等で対応されているのが現状であります。また、セクハラ、パワハラ等の対応といたしまして市ホームページやパンフレットによる啓発、ポスター等掲示し、周知を行う一方、各公共施設に相談カードの設置、各相談窓口を活用し、対応をしてきているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 私のほうからは、大項目2のうち小項目2、教育現場での人権尊重教育の取り組みについてお答えをさせていただきたいと思っております。

学校におきます人権教育の目標は、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ人権の意義、内容や重要性を理解をし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになることとあります。また、人権教育については、変化の激しい社会において他者と協調しつつ、自立的に社会生活を送るために必要な生きる力の基盤として各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて推進をしていくことが大切であります。このようなことから、例えば道徳の時間では小学校低学年では生きることの喜びや友達と仲よく助け合うこと、中学生は思いやりや親切、命のとうとき、高学年では男女仲よくや自他の命の尊重、正義の実現などあります。また、中学校では異性についての正しい理解や相手の人格の尊重、差別や偏見のない社会の実現な

どを指導内容としており、道徳の副読本や心のノートの活用、ビデオやテレビの視聴、人権作文の応募などを通じまして人権を尊重する心の育成を図っております。

本市での特色的な取り組みといたしましては、名寄東小学校ではことし7月に参観日にあわせて3年生に人権擁護委員の方から講話をしていただきました。豊西小学校では、社会科の学習や総合的な学習の時間において地域の商店や公立施設を見学しながら、バリアフリーのあり方などを通して身体障害者の人権についての理解を深めました。日進小学校では、法務局並びに人権擁護委員協議会主催の人権の花運動に参加をし、命の大切さや思いやりの心を身につけさせる活動などが行われております。中学校におきましても道徳の時間や総合的な学習の時間を活用して、外部講師を招いての人権教育についての事業を行っております。人権教育は、人間尊重と平等の精神に基づき、児童生徒の成長や実態に応じて適切な指導がなされることが重要であります。教育委員会といたしましても人権教育のすぐれた事例の紹介や教職員の研修など、教職員の指導技術の向上や効果的な指導方法についての情報を提供してまいりたいと考えております。また、いじめや自殺の根絶、性に関する指導や薬物乱用防止などの指導とあわせて、家庭や地域への啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら人権教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 私からは、大項目の3、観光振興について、小項目1、市民参加の観光振興についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市民の力によるPRは観光振興にとって最も重要な要素であると私どもも認識しております。現在策定作業を進めております(仮称)名寄市観光振興計画の中でも第1の基本理念として、名寄市民の満足度アップを挙げて



います。名寄市にある既存資源を見直し、その価値を再認識し、市民にすばらしさを自覚してもらい、自分たちが住んでいる名寄に対して自信を持ってもらうことが観光振興計画の基本的なスタンスであると市民懇話会などでも共通認識として検討を進めております。議論の中で市内観光資源の魅力を体験してもらうとともに、改善に対する意見をいただくことを目的とする市民参加の観光モニター事業や市民に統一した観光イメージをキーワードとして理解を深め、発信する観光ブランド事業など市民が名寄にはこんな自然がありますよと自信を持って積極的に宣伝できるような気持ちになっていただくための事業について多くの意見が出されておりますので、具体的に事業化に盛り込まれるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長(鹿野裕二君) 私からは、小項目2の名寄市立大学活用の観光振興についてお答えをいたします。

平成23年度の入学生は、名寄市立大学149名、短期大学部55名、合わせて204名のうち約51%、105名が上川管内以外の道内出身者でございます。そして、約24%、49名が道外18府県からの出身者となっております。入学式の際には、本市で新たに学生生活を始める新入生のために名寄のガイドマップなどを配布しておりますが、保護者に対しては名寄市をPRするパンフレット等の配布につきましてはいたしておりません。受験生や保護者の皆さんが来学される機会といたしましては、毎年7月と8月に実施しておりますオープンキャンパスがございます。毎年350名を超える高校生の皆さんが参加され、また同伴される保護者の方々もふえているように感じております。本年度は、名寄のまちづくりを紹介する冬カレンダーのほか、なよろの水、映画「星守る犬」のポストカードを参加者の皆さんに提供させていただきました。あわせてオープンキ

ャンパスの事業、行事が始まるまでの空き時間やプログラムに参加されない保護者の方には、名寄市のPR映像をごらんいただいて名寄のまちを知っていただく取り組みも行っております。今後の取り組みといたしましては、入学式や卒業式などの式典に出席される保護者の方々へのPRにつきましては行事の性格上時間的な制約もあり、パンフレット等の提供にとどまりますが、オープンキャンパスの実施やホームページの構成などにつきましては学生のアイデアや協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

また、学生の協力による名寄のPRにつきましては、夏休みなどの長期休暇に帰省した際に出身高校を訪問してもらい、後輩の高校生に名寄市立大学のよさや学生生活を初め名寄市のことを知ってもらう機会をつくり出すことができないか検討をいたしております。また、現在策定が進められております(仮称)名寄市観光振興計画の中で大学を生かした名寄の観光PRについて検討されておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、介護保険事業計画についてであります。今回の法改正、東日本大震災や福島原発事故で混乱する中で衆参の審議、たったの18時間という超スピード審議で成立されたところであります。詳しい内容は、ほとんど知らされていません。国民の皆さんの中でもほとんどわからないという状況かというふうに思っていますし、また内容もわかりづらい。何回読んでもよくわからないというようなことになっているかというふうに思っています。ですから、先ほども御答弁ありましたように、取り入れないといったところも出てくるのも当然かというふうに思っています。今回の法改正の中身は、要するにサービスの必要な要支

援1、2の方でも介護保険が利用できなくなるという制度として書き込まれているわけで、介護サービスの切り捨て、これを私は許すわけにはいかない。従来の介護予防サービスを充実させて、だれもが利用できる地域支援事業、高齢者施設の充実を強く願っているものですが、この点について改めて部長の御見解を伺いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今議員がお話しのとおり、非常に情報が乏しくて、各自治体では苦慮しているのが実態だと思います。先ほども答弁させていただきましたように、現在名寄市では条例を制定して各事業に取り組んでいる最中がございます。これをさらにこの国の今の方針でいきますと、介護保険料等々にもまた影響するというような状況も出てまいりますので、まだ詳細が出ていなくてしっかりした判断はできませんけれども、現時点では今の名寄市の条例に基づいた事業サービス、行政サービスを推進していきたいと考えております。しかしながら、国から詳細な内容が出てきた段階で、市民により有効な行政サービスができるという判断をさせていただいたときには、それは取り入れていくということは考えてございます。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) 今の時点では、市民の皆さん方に御負担ばかりがふえるということで、有効ではないというふうなお考えだということを受けとめさせていただきます。引き続きやはり今御答弁がありましたように、介護を受けられる方たちが主人公ということですので、その立場を貫いていただきたいというふうに思うわけです。その立場を貫いていただくところで、保険料の問題です。3期から4期へ移動するときに名寄市としては据え置きという措置をされていたわけですが、今回どのくらい上がるのか。もう不安で不安で、そんな声もたくさん聞かれます。要するに年金受け取った年金支給日に通帳をあけてみた

ときにどきどきするわけです、どれだけ引かれているか。これがまた介護保険料が変わればどんなふうになるのかということでもあります。先ほどお話がありましたように、財政安定化基金、都道府県の判断に任せるということで、2,300万円というふうな御報告がありました。これ2012年度限りということになってはいるのですけれども、これは市町村の介護保険財源に不足が生じた場合に貸し付けや給付が行われるという基金でありますので、積極的に活用されることを望むところありますし、また介護給付費、それぞれの自治体で持っている介護給付費準備基金ですけれども、これについては検討中だというお話でした。これは、やはり被保険者の皆さん方から集めた保険料を残った分を積み立てているということになるかというふうに思うのです。ですから、やはり高齢者の皆さん方使いたい。先ほど負担能力に合った保険料にというお話がありましたけれども、高齢者の皆さん方の負担は一部の方々はやとりがある方もいらっしゃるかもしれませんが、介護保険、この計画策定のためのアンケート調査を行っていらっしゃるけれども、これに答えた方では非常に大変だというような答えも出されているわけです。例えば苦しい、やや苦しい合わせて7割以上の方々が苦しいとか答えていらっしゃいます。こうした答えもあるように、高齢者の皆さんの負担、限界となっている中ですので、やはりこの準備基金も取り崩していただいて負担減をお願いしたいというふうに思います。保険料の多段階設定は、やはり望ましいなというふうに押さえています。ですけれども、やはり低所得者の方々への負担増にならないようにというふうな思いが強くなるわけですが、その点についていま一度お考えをお知らせいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 現在道内で保険料の報道がされているのは、札幌市と旭川市が新聞報道されてございます。両市とも準備基金をす

べて取り崩しをして負担軽減を図るという情報があります。札幌市におきましては、640円のアップと。旭川につきましては、1,000円以上のアップという情報が新聞報道されている状況であります。道内の現在の保険料を見ますと、3,667円、名寄市のこの金額は決して高いほうではないということは議員も御承知だと思います。全道平均よりも低いランクにさせていただいております。しかしながら、4期のときに据え置きをさせていただくという経過がございますので、先ほどお話しさせていただきましたように名寄市においては22年度の決算で約1億4,000万円の準備基金がございますので、これを有効活用。しかしながら、すべてをゼロにしてしまいますとこの3年間で赤字になった場合は今度借入れをしなければならないという制度もまたございますけれども、借入れするには返さなければならないと。また、それは保険料がアップしていくということですから、基本的には旭川、札幌のように全額とは申しませんけれども、ある程度の準備基金を活用しながら、負担を少なく検討してまいりたいと考えておりますし、また先ほどの多段階の設定でありますけれども、現在6段階の7区分ということでありまして、これを国では多段階の部分をさらに広げて負担軽減をという指導もございますので、現在名寄市におきましてはもう一歩進んだ7段階の9区分を今検討してございます。金額等々につきましては、先ほどお話ししましたように推進協議会のほうに諮って決めさせていただきたいと思っておりますけれども、しかしながらまだ国の方針も現時点では出ていないということで、現時点のお話をさせていただいたと。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) 本当に大きな負担にならない、軽減のために、抑えるために知恵も絞っていただいて、力も出させていただきたいというふうに切に求めるものであります。何といたってもこ

れ国の負担をどんどん減らしてきたことが地方自治体であったり、また住民の皆さんであったりということでもあります。ですから、介護保険財政の負担を軽くするためにもあらゆる場面で国に対して負担率をふやす、保険料減免制度をつくるということ強く求めていただきたいなというふうに私のほうからも強く求めたいというふうに思います。

次に移らさせていただきます。2番目の人権尊重の問題であります。男女共同参画のところ、やはり今女性の働く場、非常に大変になってきていますが、市役所の中における女性職員の職域拡大ということでこの計画の中には書かれているわけですが、女性職員の割合、全職員の女性の割合です。それとあと、女性の管理職の割合、お知らせをさせていただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 18年度以降の4月1日現在における市役所での女性職員が占める割合につきましては、病院を除きまして平成18年度が36%、19年度が37.2%、20年度が35.4%、21年度が36.8%、22年度が36.5%と。ことしの4月は36.9%と35%から37%で、わずかずつふえている状況にあるというふうに考えています。もう一点目の23年度4月1日現在の女性管理職につきましては、病院を除いて管理職全体の11.8%を占めています。病院は看護職も多いので、病院を含めると全体では23.5%となっています。この関係につきまして、従前事務職の関係におきましては課長職どまりだったのでありますが、適材適所の観点からことしの4月については次長職も出ていますので、今後求められる人材としてそれぞれのポストの職がまたふえていくものでないかなという考え方を持っております。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) ちょっと話が飛ぶのですが、国では昨年第3次男女共同参画基本計画と

いう中で2015年度までに、これは都道府県段階なのですが、女性管理職の割合を10%程度とする数値目標を定めました。実は、北海道では2010年、昨年2.1%にとどまっていたというような、全県で長崎県とともに最下位だったというふうなことで、高橋はるみ知事は最大限努力するとお話をされているようです。道内の資料を見せていただいた中で、18年度では道内市町村の管理職の登用が8.9%でありましたから、名寄市も11.8%ということで上がってきているのかなというふうに思います。今部長のお話があったのですが、適材適所、女性の管理職の登用、率先して行っていただくことを求めて、次のところに移らせていただきたいといます。

教育の現場での人権尊重の教育の取り組みの問題なのですが、本当にいろんな形で取り組んでいただいているなというふうに思っているのですが、昨今のテレビ、新聞等で流されるニュースの中で、子供たちが本当にいじめによる自殺であったり、虐待で命をなくさなければならない状態になる。そして、その子供たちが親から虐待を受けていても虐待されたというふうな認識がない中、親をかばいながらというようなこともあるという報道もされているわけです。そういった意味からもやはり小さな子供のときから人権に、先ほどお話があったように自分を大切にする。そして、どの人も大切にする。その思いが本当に非常に重要ではないかなというふうに思っているところがあります。どんな場合であっても暴力は許されるものではありませんので、引き続きこうした教育、人権尊重の教育を進めていただきたいなというふうに思っているのですが、先ほどそれぞれの学校の取り組み等お話をされました。私いろいろと調べさせていただく中で、子どもの権利条約が絵本になっていて、本当に子供たちにわかりやすく書かれている、そういったものもあるのですが、こうした本なども利用してわかりやすい授業、人権というふうに言うと非常に難しい。子供たちにす

と言葉的には難しくなりますけれども、わかりやすいという授業という中でそうした取り組みが行われているのかどうか、もう一度お知らせをいただきたいというふうに思います。

それとあわせて、相談体制も非常に重要になってくるかと思えます。ハートダイヤルなどの相談窓口、非常に有効であるというふうに思っているのですが、身近なところでの、学校でいえば保健室の先生であったり、担任の先生だったり、気軽にいろんなこと、いじめの問題でも家庭でのことでも相談できる、そんな体制が求められるなというふうに思っているのですが、この点について再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 教育現場での人権尊重教育の中で2点ほど再質問をいただきました。まず、1つは、授業の中でわかりやすい授業をどのように工夫をしているかということでございます。先ほどお答えをいたしましたように、人権教育というのは学校教育全体を通して行われるものでございます。例えば人権教育の目標と、また各教科ごとの目標やねらいとの関連を明確にしたり、また道徳教育におきましては人権に関する効果的な内容を位置づけた指導計画の作成や、特に心に響く授業となるような指導資料の収集などに努めております。また、保護者や地域とが一体となって人権意識の高揚を図ることが必要であることから、それぞれ地域の人材の活用、それから学校だより等による啓発活動や参観日での人権教育に関する公開授業などを行っている学校もございます。また、議員御指摘のように名寄の大学では人権教育をわかりやすくひもといた絵本等が常備されているということも聞いてございます。これらにつきましては、小学校低学年の道徳の時間での活用が図れることが可能かなと考えておりますので、その活用方策につきましても学校のほうと相談をしたいと考えております。

また、2点目ですが、それぞれの学校における

相談体制づくりでございます。特に学校におきましては、通常年2回ほど定期的教育相談をそれぞれ教師と児童生徒が行っておりますし、またふだんの触れ合いの中で心のちょっとした触れ合いを通じて会話の中での相談、チャンス相談といえますけれども、そういったものを活用したり、アンケート調査などをしながら児童の理解に努めたりしておりますし、また学校におきます特別支援教育学習支援員の方、また養護教諭の方との連携を図りながら、子供たちが気軽に相談できる体制、雰囲気づくりをするように努めております。また、中学校におきましては、各校に3名、それぞれの中学校1名ずつ心の相談員を配置をしておりますし、またこれらの方は名寄市立大学の教授の方を講師にカウンセリングの仕方等について研修を行いながら技術の向上に努めておりますし、また校内の生徒指導部と連携をしながら指導に当たっております。教育委員会といたしましても教職員がきめ細かな児童生徒の理解と適切な指導を通じて自分も他人も大切にできる態度とか行動の育成を図ることができるよう特別支援教育学習支援員、また心の相談員の配置、また研修の充実を図るなどして今後これらを継続してまいりたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) ぜひわかりやすい、そして相談できる体制を進めていただきたいというふうに思いますが、教育長にちょっと一言お伺いをしたいと思います。

今加藤市長とともに学校訪問されていらっしゃいます。今後もお忙しい公務の中で大変だとは思いますが、積極的に学校訪問をしていただいて、子供たちと接していただいて、それで子供たちの様子しっかり把握していただきたいと、こんなふうに思っているのですが、その部分で人権教育の問題とあわせてお考えをお聞かせいただければとは思いますが。

○議長(黒井 徹議員) 小野教育長。

○教育長(小野浩一君) 今市長とともに学校訪問をさせていただいております。また、校長会あるときには各学校の校長、教頭から情報提供をいただいて、子供の掌握に努めているところでございます。現在本市におきましてもいじめの問題、それとか人間関係がうまくいかないでトラブルを起こしている子供たちの現状を踏まえ、学校におきましては今部長からもお話ありましたが、各教科等、生徒指導や学級経営など教育活動全体を通して人間尊重の精神に立った学校づくりを進めていく必要があると、そのように考えております。そのためには、教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導、それからすべての教職員の意識的な参画でありますとか、子供の主体的な学級参加等を促進して、人権が尊重される学校教育を実現するための環境整備、これに取り組むことが大切であると思っております。また、こうした基盤の上に子供たちの望ましい人間関係を形成しまして、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが大切だというふうに認識しております。このようなことから、教育委員会といたしましても人権に視点を当てた授業の充実でありますとか、教職員の研修の充実、あるいは人権教育の理解を深める指導資料の学校への提供、あるいは人権擁護委員の皆さんとの連携の視点から学校の人権教育の充実を図るよう学校を支援してまいりたいと、そのように考えております。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) ありがとうございます。

時間がなくなりました。福祉灯油についてお伺いをしたいと思います。先ほど竹中議員からもお話がありましたけれども、急激な寒波の到来で例年よりも早い灯油の需要期となりました。先ほど夏場の値段から下がっているというお話でした。夏場は灯油そんなに使いません。需要期との比較にはなりません。ですから、先ほどもお話しした

ように昨年の12月と比べると13円近く上がっていると。本当に負担増になるわけです。私もちょっと調べさせていただきました。平成23年度地域づくりの総合交付金という中で、福祉振興・介護保険基盤整備事業の中の高齢者等の冬の生活支援事業の申請、これが道内50市町村が申請を行っているという状況にあります。近隣でいいますと、隣の士別市、高齢者、障害者等の冬期間の燃料購入費用を助成、全体の費用の2分の1の支援なのですけれども、それで60万円を申請しています。上川管内の富良野市、要援護状態にある世帯の冬期生活条件緩和とよく助長を図るためにと50万円の申請をしています。ちょっと離れた稚内市、福祉灯油支援事業ということで高齢者や障害を持った方、ひとり親世帯に灯油の一部の支給をとということで70万円の申請をしているところがあります。先ほどの報告で、19年から20年で143万円と107万円だったという報告がありました。こういった制度も使いながら、市民の皆さんに暖かい冬を過ごしてもらおうというふうなお考えはないでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員のお話にありました各市の状況は、先ほど私のほうから説明させていただきました毎年要綱に基づいて実施をしている各市でございます。先ほどお話しさせていただきましたように、全道の状況を見ますとやはり19年、20年度というような急激な変動によりまして、そのときには自治体ばかりではなく、国、道が動いてそういう施策を施行していったということでもあります。各自治体のそれぞれの福祉の行政のあり方というのはいろいろなやり方ございますけれども、現在名寄市としましては、福祉灯油につきましては19年、20年度に実施しました。2割程度の上昇、アップというのは20年度にその条項はなくなりましたので、その時勢に合った状況によってということで、19年、20年という実施させていただきましたので、今後と

も今の時点では残念ながら実施する予定はございませんけれども、やはり急激なアップによって対応していきたいというのは方向性は変わってございませんので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 条件がそろえばということなのでしょうか。エコ対策、ことしの東日本の問題もありまして、確かにエコに対する関心も非常に高くはなっています。私が見聞きする方々の状況を見ると、もうこれ以上エコ対策はできないという方々も多くいらっしゃるわけです。いつもお話ししますが、夕方いつまでも電気をつけなくて、火も小さくして、早く寝るのだと。朝は、ゆっくりいつまでも布団の中において起きないようになっているのだと。そういう方々がいらっしゃるわけです。ですから、そういった部分でやはりそういった市民の皆さんの現状も把握していただきながら、温かい市政運営に努めていただくことを強く求めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本市では、合併後の平成19年2月に新名寄市における第1次の総合計画となります新名寄市総合計画を定め、総合的かつ計画的な行政運営を行ってきたところでございます。新名寄市総合計画につきましては、平成19年度から平成28年度

までの10カ年の基本構想と前期、後期各5カ年の基本計画及び実施計画で構成をされており、平成23年度をもって前期計画が終了となることから、新たに平成24年度から28年度までの後期5カ年の計画を定めるものであり、本提案につきましては後期基本計画について御審議をいただくものでございます。

計画の策定に当たりましては、前期計画の点検及び情勢等の変化に伴う諸課題への対応を基本とし、市民アンケート調査や団体との意見交換会を初め、市民65人で構成をする名寄市総合計画策定審議会及び庁内策定委員会の設置など市民と行政との連携、協力により作業を進め、去る10月20日に策定審議会から答申をいただいたところでございます。

本提案の内容につきましては、策定審議会の答申をもとに市が作成した後期基本計画案についてパブリックコメント及びまちづくり懇談会を経て所要の修正を加えたものであり、これにより予定していたすべての作業が終了し、最終案が整った次第であります。

ここで、後期基本計画の主な内容について申し上げます。後期基本計画につきましては、10カ年の総合計画、第1次の後期計画として、国際的な財政不安や震災復興の影響など先行き不透明な経済情勢下にあつて、財政規律を保ちながら、市民の皆様の御意見を反映をし、さらには私の公約も含めていかに基本構想の具体化を図るのか、そのことが最大の課題であると考えております。具体的には、基本目標Ⅰ、市民と行政との協働によるまちづくりでは、名寄市自治基本条例の一層の推進を図り、市民と行政との連携、協力を強めるため、町内会などの自治組織への支援やコミュニティ施設の整備など自治活動の促進を図るとともに、地域連絡協議会などの主体的な取り組みを通じて、協働による地域を支える仕組みづくりに努めてまいります。また、国内、外との交流を通じ、文化交流や多様化する社会に適応できる人材

の育成を初め、民間事業者との協力、連携を図りながら、名寄の情報発信、PRを積極的に行い、経済交流や交流移住の推進に努めてまいります。

次に、基本目標Ⅱ、安心して健やかに暮らせるまちづくりでは、民間会社が公表する住みよさランキングにおいて常に道内上位にランクされ、特に安心度の項目では高い評価を得ており、後期計画においても保健、医療、福祉における各種制度や事業を継続して取り組み、福祉の向上、少子高齢化社会への対応を図ってまいります。中でも私の公約でもあります名寄市立総合病院につきましては、老朽化した精神科病棟の改築や狭隘となっています駐車場整備のほか、計画的な医療機器等の整備、さらには医療スタッフの充実などに努め、機能の充実を図ってまいります。また、高齢者福祉では介護施設の維持に必要な改修等を行うとともに、子育て支援では待機児童を出さない保育所の運営や子育て支援センターの推進など高齢者や子育て世代が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に、基本目標Ⅲ、自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくりでは、市民、事業者、行政の協働による環境負荷の軽減を推進するとともに、最終処分場の広域的な設置について近隣自治体と検討を進め、循環型社会の形成を推進してまいります。道路、上下水道、住宅などのインフラ整備については、道路では国の交付金等の有利な財源を活用しながら、幹線道路、生活道路の整備を推進するとともに、上水道では未普及地域の解消に向け、上水道区域の統合と給水区域の拡張に継続して取り組んでまいります。また、住宅では公営住宅の整備を継続するとともに、住宅マスタープランの見直しを行い、適正な公営住宅の供給を図るなど、都市基盤の整備を推進してまいります。さらに、消防、救急活動については、車両や設備などの更新による高度化を推進するとともに、防災については危険箇所の対策を国、道へ要望するとともに、防災に対する市民意識の高

揚を図り、安全なまちづくりを推進をしております。

次に、基本目標Ⅳ、想像力と活力にあふれたまちづくりについてであります。農業の振興では、TPPの今後の動向が危惧されるところでございますが、基盤整備事業などによる生産基盤の整備や農業振興センターを核として生産技術の高位平準化を図り、農畜産物の安定生産や産地化、ブランド化を推進をするとともに、担い手対策や国の制度を活用した農業、農村の多面的機能の保全など持続的な発展を目指してまいります。なお、前期計画からの継続となりますが、私の公約でもあります食肉センター改修工事の完成を予定をしております。畜産の振興はもとより雇用の拡大を図ってまいります。商工業、観光では、市民会館の貸し館機能、経済センター機能、観光インフォメーション機能を有する（仮称）複合交通センターの完成を予定をしているほか、条例等に基づく企業等への支援を通じ、地場産業の育成を図ってまいります。さらに、関係団体への支援や観光振興計画に基づく事業の推進など、民間的な発想を取り入れながら、名寄を広く売り込んでまいります。また、ピヤシリスキー場やなよろ温泉、なよろ健康の森などの整備を初め、市立天文台や道立サンピラーパークなどを有効に活用して、名寄市の財産を生かしたまちづくりを推進をしております。

次に、基本目標Ⅴ、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりでは、これまで市民の願いでありました（仮称）市民ホールの整備を予定しており、また供用開始にあわせたソフト事業も織り込んでおります。今後とも一層の検討を通じ、市民に愛され、利便性の高い施設となるよう努め、文化の振興を図ってまいります。また、義務教育施設では、老朽化した校舎等の耐震化にあわせた整備が求められており、現在名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会において方向性が出されている南小学校及び豊西小学校の校舎を廃止し、南小学校の敷地に新校舎を建設する名寄市内小学校改築事業

を予定をしております、生きる力を目指す教育内容の充実とあわせて教育の振興を図ってまいります。名寄市立大学につきましては、4大化当初からの懸案であります図書館、講堂の整備を予定をしております。これに伴い市立図書館の改築については、財政的な制約や計画の熟度から当面は困難と考えているところですが、地域に根差した大学として一般市民の利用にも配慮した図書館となるように検討し、大学を生かしたまちづくりを推進をしております。最後に、市の貴重な財産であるスポーツ施設についてであります。施設の維持に必要な改修等を予定をしております。競技力の向上や生涯スポーツの推進、あるいは健康の保持、増進に向けてスポーツの振興を図ってまいります。

以上、主な内容について説明をさせていただきましたが、個別の事業につきましては向こう5カ年の中で一層の精査を行うとともに、基本構想、基本計画との整合性や財政状況等を勘案しながら、ローリングでの対応、あるいは予算措置での対応などその都度議会に御相談をさせていただきながら進めてまいる所存であります。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件は、本会議質疑を省略し、全議員で構成する総合計画後期基本計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、全議員をもって構成する総合計画後期基本計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、総合計画後期基本計画審査特別委員会に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。



議事の都合により、明日12月15日から18日までを休会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、明日12月15日から18日までを休会とすることに決定いたしました。

来る12月19日は午後1時より会議を開きます。

---

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 4時32分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 熊 谷 吉 正

署名議員 宗 片 浩 子